

# 令和5年第3回(9月)川南町議会定例会会議録

令和5年9月5日 (火曜日)

## 本日の会議に付した事件

令和5年9月5日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

### 発言順序

- 1 中村 昭人 君
  - (1) 教育環境の整備について
  - (2) 町の財政について
  - (3) 公共施設の長寿命化計画について
- 2 内藤 逸子 君
  - (1) マイナンバーカードについて
  - (2) 学校トイレに生理用品の設置を求める
  - (3) 引きこもりについて
  - (4) 悪臭根絶はなぜできないのか
  - (5) 国保税について
  - (6) ひとり親世帯への支援について
- 3 徳弘美津子 君
  - (1) タウンミーティング
  - (2) これからの中学校
  - (3) 町営プール
  - (4) こども基本法について
- 4 小嶋 貴子 君
  - (1) 川南湿原の維持、保全
  - (2) 子宮頸がんの取組について
  - (3) 高齢者、買物困難者への対応について
  - (4) 中学校白紙撤回の損害賠償について
- 5 児玉 助壽 君
  - (1) 令和5年第2回(7月)川南町議会臨時会専決第5号専決処分報告について
  - (2) 中学校統合整備基本計画廃止について
  - (3) 輸入飼料高騰対策について
- 6 蓑原 敏朗 君
  - (1) 川南PA活用は
  - (2) 個人情報保護

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	.....東 高 士 君	副町長	.....河野 秀二 君
教育長	.....坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	.....山本 博 君
総務課長	.....小嶋 哲也 君	まちづくり課長	.....甲斐 玲 君
財政課長	.....川崎 紀朗 君	税務課長	.....米田 政彦 君
町民健康課長	.....谷 講 平 君	福祉課長	.....渡邊 寿美 君
環境課長	.....河野 英樹 君	産業推進課長	.....河野 賢二 君
農地課長補佐	.....今井 孝洋 君	建設課長	.....黒木 誠一 君
上下水道課長	.....大塚 祥一 君	教育課長	.....三好 益夫 君
代表監査委員	.....永 友 靖 君		

---

午前9時00分開会

**○議長（河野 浩一君）** おはようございます。これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では議会傍聴規則第8条及び9条の規定により、議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明することはできません。また、写真動画撮影、録音はできません。そして、飲食はできませんのでよろしくお願い申し上げます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため、申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、中村昭人君に発言を許します。

**○議員（中村 昭人君）** おはようございます。それでは、通告に従い、質問を行います。

さきの6月議会において、川南町立中学校統合整備基本計画が廃止となりました。このことから、新中学校建設はストップし、平成28年からこれまで積み重ねてきた中学校の統合整備計画は事実上の白紙となりました。これまで町の中心部への新設を推進してきた身としては、極めて残念でなりません。

なぜこのような状況になってしまったのか。これからの中学校はどうなるのだろうか。これは、私だけでなく、子育て世代や子供たちに新中学校を建ててやってほしいと願う多くの町民、そして令和8年の開校に向けて期待を膨らませていた児童生徒たちも同じ気持ちです。

子供たちは日々成長しています。停滞は許されないのですが、しかしこのような状況になってしまった以上、学校問題は拙速な解決論ではなく、子供たちの可能性をどのように広げ、未来につなげるのか。本町の教育環境の現状をいま一度調査し、文字どおりゼロからスタートしなければと考えます。

そこで、質問です。新中学校建設計画が白紙となった今、子供たちの安全と教育の質の向上をどのように図るおつもりなのか、お伺いをいたします。

2つ目に、国は日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進すべく、こども基本法を令和5年4月1日よりスタートさせました。その第11条には、「国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずること」と定めています。学校は、子供が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長する場所であり、まさしくこの法の精神に沿うものと考えております。

そこで、次の質問です。こども基本法第3条基本理念、また同法第11条こどもの意見の反

映を今後の町立学校再編議論の中にどのように反映させるおつもりなのか、お伺いをいたします。

3つ目に、小中一貫校をすべきだとの声を多く聞くようになりました。新設反対の方々にも、推進する方々の中にもいらっしゃいます。児童数の減少や建物の老朽化から来る考えなのかと思いますが、令和5年8月現在の生徒数を見ますと、小学校772人、中学校418人の合計1,190人おります。では6年後、令和4年生まれの子供たちが1年生になる令和11年で見ますと、小学校562人、中学校326人、合わせて888人と予測されています。

これは、あくまでもその学校区に生まれた子供の数を基にしていますので、そのまま将来の児童生徒数にはならないのですが、令和11年でも800人を超える児童生徒数と予測されており。

そこで、お伺いします。小中一貫校をどのようにお考えかお聞かせをお願いします。

まずは、この3点の答えを求めて、あとは質問席から行います。

**○教育長（坂本 幹夫君）** 中村議員の御質問の1点目についてお答えいたします。

新中学校建設計画が白紙となった今、子供たちの安全と教育の質の向上をどのように図るのかという御質問でありました。

中学校統合整備基本計画の廃止を受けまして、中学校の統合は白紙となりましたので、教育委員会としましては既存の唐瀬原中学校及び国光原中学校の2校を活用して、よりよい教育の質の向上を目指したいと考えています。

具体的には、国光原中学校の1年生と3年生は2クラスなんですけれども、2年生が37名ということで1クラスです。1年生の頃は35人編成でしたので2クラスでしたが、1クラスになった今、非常に教室が狭く、自分のバッグが置けずに廊下に置いている、そういった状況であります。

やはり、子供たちの少人数指導を推進したい考えもありまして、県の教育委員会と今協議をしながら、教員の加配をお願いして1クラスを2クラス制にしたいと考えています。

また、校舎等の施設についても、生徒の安心・安全性を担保するため、必要な改修を行っていきたくと思っています。ただし、財源には限りがございますので補助事業等を活用し、進める必要があると考えております。

以上でございます。

**○福祉課長（渡邊 寿美君）** 中村議員の2点目の質問についてお答えいたします。

子供には、4つの権利、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利が存在します。議員がおっしゃるように、こども基本法第3条第3項において「全てのこどもにおいて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること」になっており、同法第11条には「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はそのこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの

とする」と規定されております。

以上のように、法令で子供の意見を尊重することとされていますので、子供の意見を表明する機会は必要であると考えますが、関係機関との協議も必要であるというふうに思っております。以上です。

**○教育課長（三好 益夫君）** 中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

こども基本法について教育施策分野でどうかということですが、こども基本法第3条の理念に基づいて、こども施策の一環である教育施策について、意見を聞かなければならないという認識を持っております。

また、同条第11条の意見の反映については、新たに教育施策を実施する段階で当事者である子供及びその保護者の意見を教育施策に反映できる方策を講じるべきであると考えております。具体的な方法としては、直接意見を聞く方法やアンケートの実施等様々想定されますが、これらに関してもまだ法律の施行から日が浅いことから、いろいろと相談をしながら御意見を伺いながら進めていくべきと考えております。以上でございます。

**○教育長（坂本 幹夫君）** 3点目の御質問でありました、小中一貫校をすべきという声を多く聞くが、どのようにお考えかということでございます。

小中一貫教育につきましては、義務教育の9年間を通して同じ教育課程編成を組み合わせながらも、子供像を共有して小学校と中学校が一緒になって教育を推進するという点では、私も経験がありますし、そういった利点もあると思っております。

ただ、小中一貫校にもいろいろな形がありまして、一体型の小中一貫校、それから県内に4校あります義務教育学校、そして先ほど宮崎市で行われました、生目地区の子供たちが減っているということで学校は解体せずに隣接型、隣同士に学校がありますので、隣接型の小中一貫校とございます。

それぞれメリット、デメリットは両方持ち合わせているわけですが、現在の小学校及び中学校の設置状況、それから児童生徒の規模、そういった様々な要素を勘案しながら検討すべき問題であると考えています。小中一貫校にも、今後やはりそういった声を大切にしながら進めていく必要も感じておりますけれども、現在は小学校につきましては学校の存在は地域コミュニティとのつながりも深く、慎重に検討すべきものであると思っております。

自治公民館の区域と密接な関係性がありますし、いろんな行事を自治公民館とやっているというようなことと、それから川小以外は少人数ではあるものの、きめ細やかな対応ができて基礎・基本をしっかり学ぶことができますし、地域で子供たちを育む活動など現状を見ても様々なメリットがあります。

また、小学校の統合については、まだこれまで議論を行っておりませんので、地域住民の皆様意見を丁寧聞きながら議論を進める必要があると考えております。

以上でございます。

**○町長（東 高士君）** 今、私が発言する前に、教育長また教育課長のほうからいろいろ細

かい説明、また福祉課長のほうから子ども基本法についての説明がありました。

私は、中学校につきましては、統合を急ぎたい、統合をすぐやるべきだという考えであります。統合につきましては、大体予想ですが、実際に書類に載ったのは平成28年の書類から小中学校の統合というのが載りました。しかし、そこに載るということは、それから2年くらい前にはもうお話が始まっていたんじゃないかなというふうに思います。

私は白紙に戻したというのは、新中学校を建設をする、あれについては白紙に戻しました。しかし、統合についてはまだ意見が生きていると思いますので、これは1日も早く統合をし、どちらの施設を使うか、これはその中で話すべきだろうと思ひまして、8月の4日に総合教育会議というのを開催をしました。

それで、そのメンバーは私と教育長及び教育委員会4人を合わせて6人の会議でございました。その議事録につきましては先月実施いたしましたタウンミーティングでもお配りをしておりますので、皆さん御存じかと思ひます。議員の先生につきましては、お一人お一人ポストの中に入れておりますので、御覧になったことと思ひます。

その中で、私は統合には賛成をしてくれるんだろうと思ひておりましたところ、教育長以下教育委員の皆様は皆さん反対ということで、同意をしていただきませんでした。これは、一番急がれるのは、その統合をし、早く子供たちを安心をさせる、そして、恵まれた環境の中で教育の質をいかに上げていくかというのが一番の大切なことだろうと思ひております。

ちなみに、今年の全国の学力テストがありました。中学校全国で42位です。下から数えたほうが早いです。小学校も33位です。いかに教育の質が落ちているか、教員の質が落ちているかというのは、それでも証明されていることだろうと思ひます。だから、何としても教育の質を高めるために行政はいかに頑張るか、そして、教育委員会の皆さんには先頭に立っていろいろな活動をしていただきたいというふうに私は思ひております。

とにかく、タウンミーティングでも統合を急げという話がありました。お聞きになった方たくさんおられると思ひますが、やはり統合を先に急ぐべきだというふうに思ひております。

ちなみに、この議会が終わった後、第2回目の総合教育会議を開催する予定にしております。以上です。

**○議員（中村 昭人君）** ありがとうございます。

まず、今質を高める施策を幾つかお伺いをしました。ちょっとその中でお聞きしたいんですが、この先生の加配、これ特別加配という以前御説明等もございましたが、特別に先生を配置してもらおうという、なかなか他の自治体と不公平感というか、そういったものも否めないかと思ひますが、教育長におかれましては、どのように県の教育委員会と御相談というか、そういったものをなされているのか、お伺いをしたいと思ひます。

**○教育長（坂本 幹夫君）** 少人数指導加配というのが、国中にはもう既に配置されております。それから、県の教育委員会といろいろ合議しながら、県のほうから国中に特別加配を入れたいということがありまして、現在先生の数も、なかなか臨時講師を見つけるのが苦難で

ありますけれども、その特別加配を今見つけている最中でございます。県のほうからありました。

**○議員（中村 昭人君）** 県のほうからの提案ということもあったと。少人数での加配を協議しているということで、ぜひ国光原中学校の教育の質を維持、担保できるよう御努力をお願いいたします。

また、学校を取り巻く環境の中で、部活動ということがあろうかと思いますが、私が以前選挙で回っていたときなんですが、国光原中学校の生徒が陸上部がないということで、唐瀬原中学校に行っているという子供がおりました。親の負担がやっぱり相当かかると、唐瀬原中学校まで通わせるということが。そういった部分でいくと、1日でも早く以前の計画、白紙に戻った計画に進めてくれという声もありました。

この部活動に関しては、今後どのようなお考えなのかを、町長、教育長にお伺いをしたいというふうに思います。

**○教育長（坂本 幹夫君）** 部活動につきましては、国のスポーツ庁の考え方も、部活動指導員を入れて、そして地域移行にしていくと。そういうことで、県からもそういった働きかけがございます。ただ、なかなか地域によって指導者を見つけるのが非常に難しいというような課題も多く見られます。

その中であって、本町では現在11名の部活動指導員がそれぞれの学校で部活動をしていただいています。また、拠点校部活動といって陸上部、確かに国中にはないんですけれども、この2学期から唐瀬原中で一緒に陸上を受けられるという仕組みになりました。そのほかに、国光原中学校では団体競技としてサッカーがなかったんですけれども、このサッカー部も唐瀬原中と合同で行うことができます。また、男子ソフトテニス部は、これは唐瀬原中になくて国光原中学校にあるんですけれども、男子ソフトテニスにつきましても合同でできると。

そのような仕組みが整いましたので、現在教員の働き方改革と専門的な指導を受けられるということで、いろんな工夫をしながら子供たちの活動したい部活動を確保していきたいと考えております。以上です。

**○町長（東 高士君）** 今、部活の件を御質問されました。

部活は、やはり専門の指導できる人をそれぞれにつけるべきじゃないかなというふうに思っております。やはり、期間的にはずっとは厳しいかもしれませんが、基礎を教えてもらう、また、途中で1週間なら1週間、1日なら1日でも構いませんが、そういう人たちに来ていただいて指導、基本を教えていただくというのが一番大事かなと思います。

そのためには、どうしても予算的な措置が必要かなと思いますので、それについては行政が支援をする、お金を出しますということで、例えばプロの人を呼んでくるとか、たまたま宮崎にキャンプに来ているから、その人をちょっと足を運んで教えていただくとか、それはいろんなやり方があるかと思いますが、そういう形で子供たちに正しいスポーツのやり方。

また、部活というのはスポーツだけじゃありませんので、文芸とかそういうものもあります

ので、そういう方の先生方、例えば書道の先生がおられるんだったら書道の先生に来ていただいて見てもらうとか、お茶があるかどうかは知りませんが、その他諸々、俳句とかそういうのもあろうかと思しますので、例えばテレビに出ている方に来てもらうとか、そういうのも機会はあるかと思えます。

やはり、声かけをしてその可能性を探り、そしてその人が来て子供たちの能力が開花できるように、そういう予算的な措置をするのが私は行政だと思っておりますので、そういうことに関しての予算は惜しまないつもりでおります。以上です。

**○議員（中村 昭人君）** 今の教育、子供たちをしっかりと導く教育の質を担保していただくように、御努力をお願いをいたします。

次の質問ですが、今町長先ほど言われていました。新設はしないと、統合は急ぐべきだということなんですが、新設はしないで統合を急ぐというのは、これ白紙というんですかね。色がついていませんか。

**○町長（東 高士君）** このことは6月の議会でも言っております。新しいものは造らない、しかし統合はすると。統合する場合はどちらの既存の施設を使うか。これは、皆さんと話し合いながら決めていきたいというふうに私は申し上げております。

以上です。

**○議員（中村 昭人君）** 私が聞きたいのは、どちらの中学校を使うのかということを前提に話を進めることは白紙ではないと思っているわけですよ。色ついていますよね。新設はしないという。

このことは、以前から町長述べられていますので、そこのスタート地点に立っているということはこれ何を言っても動かないんだろうと思えます。

では、なぜ統合を急がなくちゃいけないのかと町長は言いますが、さきのタウンミーティングでの発言を言われております。一刻も早くやるべきだと。前の体制でも、私は遅いぐらいだという方がいらっしゃいました。私もここにいましたので聞いております。

私が、この御本人さんとよくお話するんですけども、本当にこの方がこの考えの下に発言したのかということを確認しましたけども。いやいや、町長は私の考えをいのように解釈をしていますよということでお怒りになっておりました。ついでに聞いてくれと言われたんですけど、静かなところがいいという意味は何ですかと。私は社会生活を学ぶ、保護者の利便性を考えても中心地につくるべきだと。町長に聞いてくれと言われましたのでお聞きしますが、静かなところがいいという意味は何でしょうか。

**○町長（東 高士君）** 通常学び舎やというのは学習するところですが、都会の喧騒のあるところで学ぶ場所は私はないと思えます。やはり学ぶ場所というのは学び舎と言うとおり、静かなところで考える、物事にふける、そして学習をするというのが私は本来のあるべき姿だと思います。よろしいですか。

**○議員（中村 昭人君）** 都会ということをおっしゃいますが、果たして川南町、トロント



ロン地区ですよ、中心地。都会ですかね。この都会の喧騒、騒がしいところでやるべきじゃないという都会の子供たちはかわいそうなんだなというふうに思ってしまう。

しかも、あそこのふるさと文化公園という前の計画は、そんな騒がしさの原因がよく私には分かりません。これはちょっと今の私の質問の趣旨じゃないのでここで終わりますけども、とにかくタウンミーティングで発言されたそのまま切り取って、この総合会議の議事録でうたと。しかも、町長、この方の本当の考えというのは、お知りになっていますよね。

**○町長（東 高士君）** 今の質問の意味がちょっとよく分からないのですが、分かるように説明してください。（発言する者あり）

**○議長（河野 浩一君）** 町長、反問権ですか。（発言する者あり）

**○議員（中村 昭人君）** この方がどなたかというのはここではちょっと言えませんが、以前選挙のときに、最初の頃は町長の支援をされていた方でした。途中から、やはり学校のことをこれだけ言うのであれば私は参加できないということで、後援会を抜けられた方でございます。なので、町長はこの方のお考えを私は知っているというふうに思うと言っております。

その中で、このような発言の切り取りを行うということが、私には到底理解ができないという趣旨の質問でございました。

次に、その今総合教育会議の会議録、議事録をタウンミーティングの資料に添付されておりましたが、これは教育長、教育委員会に了解を得たのでしょうか。

**○町長（東 高士君）** 了解をもらっております。これは、会議の議事録は公開をするという法律の中に入っていますので、これは公開して何ら問題ないと思っております。

以上です。

**○議員（中村 昭人君）** 今の意味は、了解を得ているというのは、タウンミーティングの資料に添付しますよということを知っていて、いいですよと言われたということですか。

**○町長（東 高士君）** 法律で議事録は公開をするとなっているんですよ。何々にというのは、そういうふうに細かく書いてありませんが、皆さん了承を、公開することについては、教育課長も通じて、教育長もそうですけど。だから、私と教育長のサインが入っていたと思います。それで、私は了承をもらったと思っておりますし、公開するべき内容ですので、何ら問題ないと思っております。

**○議員（中村 昭人君）** 今の発言を聞くと、聞いていないということですよ。公開するのが前提というのはそれは分かります。ホームページにも公開されますから。議事録は公開されるべきものだと思います。

しかし、出席者の中にもいらっしゃいましたけれども、教育委員会は町長をリスペクトすべきだと言っていました。いやいや、ちょっと待ってくださいよと。逆じゃないですかと。教育委員会の職務権限のことをおっしゃっていましたが、執行部側こそ教育委員会の権限を基にリスペクト、お互い尊重し合いながらやってくださいねということはこ

れ自治法の中でもうたっています。一方的にこういうことをやるということは、私はよく理解できないということです。

次のこども基本法のことですが、今後基本法を踏まえて、確かにこれは施行されて間もないので、多分これは学校の協議の中でこの基本法を取り入れて子供の意見を聞くとなると多分全国で初の事例じゃないかなと思います。事例がないということですよ。過去のどういった事例があったのかということがないということで、なかなか難しいんだと思いますが。

町長は、以前から私の質問に対する町長の発言ちょっと言いますけども、「私は自治法に基づいてやっております。日本は法治国家ですから、法律を守るのは当たり前です。だから、そういう形でやらせてもらっています。それで中止をします」ということを中止の理由として述べられておられました。

新中学校は反対というのは民意ということで中止されましたが、タウンミーティングで要望書を手渡された保護者もいました。今後は、このこども基本法の本質にのっとり学校計画を進められるおつもりがあるのか、町長にお伺いをいたします。

**○町長（東 高士君）** こども基本法の中に、子供の定義が心身の発達の過程にある者ということで定義されておりまして、新生児期、幼児期、学童期、思春期を経て大人になる。年齢を言いますとゼロ歳から18歳未満ぐらいまでに当たろうかと私はと思いますが、まだ基本法は4月に施行されたばかりでございます。これは、いろいろまだ検討して、教育課畑になるのもありますし、福祉課畑になるのもあるし、協議をして、近隣の自治体の状況も見て、また県の指導も受けて立派な条例を作りたいなというふうに思っております。

今はそういう段階ですので、どういう形で意見を聞くかという段階では今はないような状況です。以上です。

**○議員（中村 昭人君）** まだそういう実施するとか、協議の段階ではないとおっしゃいます。だから、今は統合を急いでもこのこども基本法は守らなくてもいいというふうに私には聞こえてなりません。

ぜひ、この法律を守るのは当たり前ですとこれは私の前回の一般質問にされましたので、ぜひこれを守っていただきたいということと、新設をしないということを選択肢から省くということは、先ほども言いましたけど、ゼロベース、白紙じゃないんですよ。なぜ新設を除いた統合を進めるのか。

前回アンケート等でありましたけど、統合を進めるべきだということ、審議委員会の場でもありました。その中で、新設という選択肢があつてこそその皆さん統合賛成なわけです。そこを履き違えないでいただきたいというふうに思います。

次に行きます。

この小中一貫校をすべきという声をよく聞きます。私が聞く限りでは、やはり一番多いのは、小学校も学校が古いじゃないかと。中学校だけなぜ先にかという。じゃあ、もう今は小中一貫校をするほうが財政的にというものが大きいんだと思いますが、すべきだというふう

に私は聞こえてきます。

私の考えは、小中一貫校は将来の選択肢としては考えるべきであります、今は中学校の統合と小学校は別に考えるべきだというふうに思っています。

これ教育長にちょっと確認します。現在、県内の小中一貫校を行っている学校は幾つあるのか。もしお分かりになれば教えていただきたいと思えます。

**○教育長（坂本 幹夫君）** 令和5年8月現在、小学校、中学校、義務教育学校354校の中で、小中一貫校をやっているのが20校。それから、義務教育学校をやっているのが、西郷義務教育学校と西郷北義務教育学校、島野浦学園、そして今年4月に木城学園という形で、6.7%辺りがそういった小中一貫校。

その中でも、さっき言ったように、木城学園みたいに3階建てを造って小学校と中学校のスペース、そして小学校の理科室、中学校の理科室、小学校の音楽室、中学校の音楽室、全て別々に造っていかなくちゃいけません。そうしたときに、この前木城に視察に行ったんですけれども、145名でした、中学校は。今、国中は143名います。480名、小学校合わせて、木城学園は。

私がいたときに、大王谷学園が1,100人ちょっと超えて、隣接型という形で一体型ではなかったです。だから、いろんな小中一貫教育は取れますけれども、全国的に国はこういった6、3制にこだわらず、4、3、2制をしたり、5、4制をしたりとかしていくということを示してはおりますけれども、なかなかそれにそぐわない地理的条件のところ、それから先ほど言いましたように、小学校は地域の文化の拠点としてやっぱり置きたいということもありますので、あくまでも一つの小中一貫校も考えるべきことだと思いますけれども、そういった町民の声をやっぱり丁寧に聞くべきだと思います。以上です。

**○議員（中村 昭人君）** 以前、私もちょっと資料を頂きまして勉強したんですけども、そのときの資料も20校でした。その中で、この20校の中で一番生徒数が多いのは、木城学園の480何人というのは間違いないですかね。

**○教育長（坂本 幹夫君）** 私が調べた中で、小中一貫教育校が20校、それから義務教育学校が4校。この義務教育学校というのも小中一貫校をさらに柔軟に教育課程が編成できるということで、480名ということはこの前聞いております。以上です。

**○議員（中村 昭人君）** 生徒数で一番多いのが木城学園だったと私は認識しておりますが、とにかく、やはり今1,000名を超える状況、令和11年を見ても800名を超える状況で小中一貫校ということを一足飛びに議論するのは、ちょっとやはり私は入り口としては早いのではないかとこのように考えておりますので、今後もいろいろ私としても意見を聞きながら、どうすべきかということを考えていきたいと思えます。次の質問に移ります。

通告の2番目なんです、現在の地方債残高及び基金残高の状況はどうなっているでしょうか。

**○町長（東 高士君）** 中村議員にお答えいたします。

一般会計地方債の残高は、令和5年6月1日現在で57億8834万円です。一般会計積立基金の積立残高の状況は約66億8177万1000円です。また、一般会計積立基金のうちの公共施設等整備基金の積立残高は23億1133万1000円でございます。以上でございます。

**○議員（中村 昭人君）** その基金残高の中で、今公共施設のことはお伺いしましたが、ではふるさと振興基金の積立基金の状況を教えてください。

**○町長（東 高士君）** ふるさと振興基金は、約24億8000万円であります。

**○議員（中村 昭人君）** では、今その基金残高の状況で新設をしないということを言われています。これは、財政の面で言っていらっしゃるんだと思いますが、この基金残高の状況で新中学校を建設できない理由というのをいま一度教えてください。

**○町長（東 高士君）** 中学校をできない理由というよりも、私が造らないということが理由であります。

それと、今、ふるさと振興基金の件を言われましたが、ふるさと振興基金は中学校建設で使えませんよ。設置は、ふるさと振興基金の条例の中に、川南町における歴史、伝統、文化、産業等を生かし、個性的で魅力的な地域づくり、以下ふるさとづくりという、に資することを目的でこの基金は作られております。

したがって、建設には内容が合致しないと、私はそういうふうに理解しております。

以上です。

**○議員（中村 昭人君）** 私も今この基金条例がありますけども、どこに使えないと書いてあるのか。少なくとも、この新中学校建設計画はこのふるさと振興基金、そして公共施設整備基金、この積立基金を活用して子供たちに新しい中学校を造るという計画で進めておりました。

これを、ふるさと納税の基金は使えませんよということが私には到底理解ができないんです。前の執行部が、いかにも法令を無視して、この条例を無視して進めてきたかというようなことをおっしゃりたいのかもしれないんですけども、この振興基金が使えない理由というのを、なぜそう思うのか、いま一度お聞かせください。

**○町長（東 高士君）** 今、ふるさと振興基金の、私設置の目的を申し上げました。この中に新設というの、入っていますか。ふるさとづくりに使うと。歴史、伝統、文化、産業等を生かし、個性的で魅力的な地域づくりに使うとなっているじゃないですか。

これは、中学校建設に使うというのは、拡大解釈だと私は理解できますよ。恐らく議員の先生方のうち、多くの方がそういうふうに理解されているんじゃないかなというふうに私は思っております。

以上です。

**○議員（中村 昭人君）** 拡大解釈をしているのはどちらかということです。これを聞いて、いやいや、町長のほうが正しいよ、私のほうが正しいよと。皆さんどう思われますかね。少なくとも、学校建設においては、その先には魅力的な地域づくりにつながるわけですよ。子

供たちの教育を通して。しかも、このふるさと納税をされた方は川南町を応援したいという一心で、思いでふるさと納税をされております。

しかも、ここにアンケート結果があります。ふるさと納税をされた方がどういうふうに使っていただきたいかと。令和3年度、町にお任せします54.2%、子育て・教育への事業に使ってください29.4%です。令和4年度、町にお任せします57.2%、子育て・教育への事業28.5%です。

もうほぼ8割以上の方が、やはり学校通してやっぱり教育、子供の施策に使っていただきたいという思いでふるさと納税をされております。こういった思いを、この基金条例の今のような解釈で学校を造ることには使えませんよというのは、いやこれは私は到底理解ができません。皆さんどうでしょうか。これは、ちょっと皆さん考えていただきたいと思います。

では、次に30年後、財政のことでいくと町長は折に触れて30年間使えると言ったのは前の政権じゃないかと。私たちは言っていないよと。そして、5年後、10年後に生徒数が100人減ったら造るという選択肢もあるかもしれませんということを東小のタウンミーティングで、これは副町長が言ったんですかね、言われておりました。——言っていないですか。私議事録として取ろうと思って録音していますのでお聞きしていただきたいと思います。

じゃあ、次そのことでお伺いします。

5年後、10年後、じゃあ100人減ったら建設費をどのくらい削減できるおつもりなのか。実際どう思ってるのか、お聞かせください。

**○副町長（河野 秀二君）** 現在の社会情勢を見てから試算することは非常に危険な数字を出すことと私は思っております。それは、私以外の方もそう思っているんじゃないかと思います。

仮に数字を出したら、その数字が一人歩きをしてそれが広がっていきます。ですから、試算することは私はしないほうがいいという判断で試算はしておりません。以上です。

**○議員（中村 昭人君）** 一人歩きするから試算はしないということですが、いやいや根拠を持ってやはりどのくらいの建設費が削減されますよという。今の物価はこのぐらいだから、将来的にはこうなったら物価が下がるとそういったものを持ってやはり示していただかないと、責任ある今立場におられるんですから、そういった根拠を持って言っていただきたいと。

しかも、一人歩きしますよね、確かに。100億円かかるってみんな言っていました。これはどなたが積算されたのか、私がしましたという方が手挙げて以前言っていたんですけど、一人歩きさせてそういう不安を煽っているんじゃないかなというふうには私は思えません。じゃあ、実際100人減ったらどのくらいの建設費が削減できるかって、ちょっと私いろんな方、建設関係の方にも聞いてみました。100人減ったら3クラス減ります。そして、1クラスの平米が70平米、本当は64平米で計算しているらしいです。平米単価が40万円としたときに、それで64を70で大きめに言ったとき、70平米が3クラス減って単価40万だったらすね8400万円なんですよ。100人減って建設費が削減できるというのは。

これは、あくまでも机上の計算です、確かに。しかし、こういった平米単価を持ってやはり積算していったら57億円というふうに出てきているんですから、しっかりとその根拠を持ってこういったことは言っていただきたいと。

選挙前だったらいいですよ。100歩譲って分かります。ただ、もう責任ある立場におられるんですから、そこはしっかりとした根拠を持って言っていただかないと私はいけないというふうに思います。

すみませんちょっと時間がないですので、次に行きます。

公共資産の維持費が年間20億円かかっていると、これ副町長が徳弘議員の一般質問の答弁で言っております。20億円かかっているんですか。その根拠をお答えください。

**○副町長（河野 秀二君）** 資料は6月議会の後にお渡ししたと思いますけど、詳細については財政課長に説明させます。

**○財政課長（川崎 紀朗君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

総務省が公表している公共施設等総合管理計画に関する調査において、維持管理更新等に係る経費欄中、現在要している経費として平成28年度から令和2年度の5年間の約100億円となっているものを5か年で割り、20億円としています。以上です。

**○議員（中村 昭人君）** この20億円という資産の根拠は、これ維持管理と、これ更新費が入っているわけですよ。更新費というのは何かというと、投資的経費の中の普通建設事業です。道路とか橋梁とか学校とか庁舎とかを造ったりするその新設のお金も入って、あと畜産農家、養鶏場とかに対するクラスター事業等も含まれます。そういった公共事業のトータル的なお金も含めて20億円かかっているんです。維持管理費だけで年間20億がかかるわけないんですよ。114億円の当初予算の自治体が20億円で公共施設を修繕していますよってこれ破産していますよ、自治体は。その認識がおありで言っているんですか、この20億円というのは。副町長にお伺いします。

**○副町長（河野 秀二君）** 20億の詳細については今財政課長が言いましたとおりですが、国に報告しているのはそれだけの経費が必要なんだと、まさにこれから長寿命化時代を迎えて、恐らくまだそういった維持費関係は増えると思います。

ですから、その現在約20億というのを捉えて中村議員は言っておられるかと思いますが、そのことだけじゃないんですよ。見えない数字がいっぱい今から出てくるんです。だから、そういうことも含めて町としては国の調査に対して20億という報告をしたわけです。

**○議員（中村 昭人君）** ですので、維持管理費、維持修繕費だけで20億円かかっていないですよというふうに私は聞いています。かかっていませんよね。

**○副町長（河野 秀二君）** だから、詳細については私もその当時分かりませんでしたけど、先ほど財政課長が申し上げたとおりです。20億の内訳は。

**○議員（中村 昭人君）** 間違っているとお認めにならないんですけど、これ何で私がここだけ聞くかという、この選挙前に配られた「川南町民の皆さんへ」、これです、これ。こ

れにもその同じこと書いてあるんですよ。国に報告しています、年間の維持管理費は20億円ですと。これって誰、これ副町長の言葉をうのみにされて書いているのか、この怪文書の文章をうのみにしているのかどっちですか。

**○副町長（河野 秀二君）** 誰が書いたか分かりませんから、答弁することができません。

**○議員（中村 昭人君）** 誰が書いたか分からないからということですけども、同じように書いてあるんですから、どっちか、言ったのが書かれたのか書かれたのを参考しているのか、ここでちょっと追及するのもなんですけども、こういうことが責任ある立場に立たれて公式的な議会の場、そしてタウンミーティングでこれことごとく言っているわけですよ。

それを、間違いですとお認めにならないんだったら分かりました。これ以上、私今後これ言ったら、質問するなということですけど、タウンミーティングでは。手を挙げて私はいや違いますと言いたいと思います。

この今国が長寿命化計画を作れと。それは、町は自ら作って、それで公共施設整備計画を立てました。その計画の一つの下部計画が学校の長寿命化計画で、これタウンミーティング以前の座談会で、1人の男性が町が作って町が破っていると言っていたと。私もそれを聞いておりました。しかし、本人に聞いたならそんなこと私言っていないよというわけですよ。

先ほども、タウンミーティングで統合急げと言われた意見を、あたかもいやこうやって言われたんですよということを言う。そして、座談会でも人の発言を勝手に解釈して公式な場で言うと。しかも、これ私の答弁に対して、これ徳弘議員の答弁に私が首振ったら、中村議員が首振っていますけども私は間違っていないよ、資料がありますよと言っています。間違っていますよ、本当にこれ。

こういう認識を持った方が町のトップに立って、ナンバー2、言わば町長、副町長という立場で間違った認識で町をリードされたら、これ4年後には大変なことになると私は思っています。

熊本県のある自治体の方から電話がありまして、お知り合いから。私このような状況になっているのは全国であるのだろうかと思ったら、熊本県のある自治体で同じような状況が起こっている。どことはちょっとここで言いませんけども。そこが、もう10年たったそうです。本当に、こんな10年のこの苦しい思いは川南町にはさせたくないという思いで電話をくれました。ちょっと今後コンタクトってそこの町長と今度お話をしようという計画をしておりますけども。

とにかくリーダーに求められるのは町民の暮らしを守る、そして学校も造ることで子供たちの安心安全な教育環境を作る。これこそが、町のリーダーに与えられた使命ではないのでしょうか。子供を応援したら町の、私たちの未来がよくなるという考えはないのですか、お伺いをします。

**○町長（東 高士君）** 新しい学校を造るのが町民のためになる、そういう発想は私は持っておりません。これから先、10年先、20年先この町を考えたときに今何をなすべきか。私が

言っていますように、ふるさと納税とPLATZ（ぷらっつ）を何とか立て直して、そして財政を豊かにして、今だんだん人口も減っていき、また地方から税収も落ちていきます。

そういう状況を分かっているからそういうところにお金をかけるのじゃなくて、やはり使えるものは使っていく。そういうのが一番必要じゃないかなというふうに私は思っております。今我々がなすべきことは、町民のために何ができるか、そこを常に考えながら私は今公務をやっているつもりでございます。

それについて、恐らく反対の意見もあろうかと思いますが、私は私の考えで、私と副町長でタッグを組んで進めていこうと。そして、町民の皆さんに豊かな町になるようにして、そしてこの町に住んでよかったと言われるようなまちづくりをやりたいというふうに思っております。

以上です。

**○議員（中村 昭人君）** 新設をしないということは、もうこれは固いということはよく分かっておりますが、しかし子供が減っているから造る必要がありますかという総合教育会議の文面を見ても、この表現を見たときに、私これ正直怒りが湧いてきました。

そもそも、新設する理由は子供の安心安全な環境を整えるためなんです。今やるべきことは今おっしゃいましたけども、子供の安全安心な教育環境を整えるため、そして新しく造るほうが将来のランニングコストが抑えられ、防災やまちづくりの効果が高まるからなんです。多いか少ないかではないんですよ。

将来、30年後のことなんて誰も分からない。しかし、人口の推計では分かっております。2055年の人口予測が1万632人です。その中で、年少人口と生産人口はそれぞれマイナス2、マイナス7ですが、高齢人口はプラス10%です。

この高齢人口は増えて、扶助費はさらに増えていくんです。これは基本認識ですよ。その中で、今学校を造らないと30年後の子供たちに負担を負わせることになるんです。あの中学校前の看板に書いた子供に負担を背負わすなという言葉、今私のほうがそれを言いたいんです。30年後の子供たちに負担を背負わせないでください。

今まで、ふるさと納税そして公共施設整備基金で積み立ててきたお金をしっかりと活用して新設をするというのが私のこれまでの考えでした。しかし、これは民意という結果で中止ということですので、これはもう致し方がない。

しかし、これからは統合を急ぐというだけの理由だけではなく、新設も含めたゼロベースで考えることこそ町の未来のためになると私は思っておりますが、最後に改めて新設を含めて白紙を、ゼロベースからのスタートを議論させるつもりかお伺いをして質問を終わります。

**○町長（東 高士君）** 私の考えは、先ほど言ったとおりです。新しい建物は造りません。新しい中学校は建てる必要はないと今の時点で考えております。

**○議長（河野 浩一君）** しばらく休憩します。10分間休憩します。



午前10時04分休憩

午前10時14分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて質問いたします。

第1点は、マイナンバーカードについて質問します。

マイナンバー制度には国民の利便性向上、行政の効率化、公平公正な社会の実現という目的で取り組まれています。川南町におけるマイナンバーカードの普及率及び発行枚数は何枚ですか。

健康保険証をマイナンバーカードに一本化するマイナンバー法が成立し、それに加え政府は2024年度末までに運転免許証も一体化させる方針とのことです。このことから、マイナンバーカード1枚あればあらゆる証明が簡単に取れるとの期待もありますが、実態はそんな重宝できるものではない事例が数多く聞こえてきます。

世論調査では、国民の過半数が反対にもかかわらず、健康保険証を廃止し国民にマイナンバーカード保険証を強要する岸田政権。しかし、マイナンバーカードの医療情報が誤ってひもづけられるという重大事態が起きています。

被害者や医師は、「命に関わる大問題だ。健康保険証を廃止することは許されない」と怒りの声が上がっています。マイナンバーカードの普及率を上げることを優先に取り組んでおられますが、マイナンバーカードの実態、利点など細かな点は発言席から伺います。

2点目、学校トイレに生理用品の設置を求めるについてです。

町長をはじめ、執行部の皆さんは学校のトイレを見に行かれたか。これまでも一般質問してきましたが、生理用品の設置についてどのように取り組まれたのか、子どもたちへのアンケートはしたのか、声を聞いたのか、トイレットペーパーと同じように生理用品ごとトイレに設置してほしいのです。

3点目、ひきこもりについてです。

ひきこもりとは、病気の名前ではなく状態を指します。これまでひきこもりというと「自己責任でしょう」「家族のしつけが悪い」「甘やかしているのでは」といった偏見や先入観で見られ、個人の問題に矮小化されてきました。

ひきこもる状態は一人一人違います。ですが、共通する傾向として真面目で優しい人たちであり、その要因の多くは社会の側の問題やストレスをきっかけに生きる意欲が奪われてしまうことがあるということです。

厚生労働省が2023年度に全自治体を対象にした実態調査を行うようですが、川南町はどのように取り組めますか。既に実態の把握をしていれば、その実態と今後の支援をどう取り組

むのか伺います。

4点目、私が議員になって悪臭対策を求めてまいりましたが、悪臭根絶はなぜできないのかを伺います。これまでも悪臭の根絶について何回も質問してきましたが、まだ改善されません。畜産の町なので仕方がないのでしょうか。

この臭い畜ふんを利用して堆肥づくりをして、宝の畜ふんにはできないのでしょうか。この匂いで困っている方々は、自分で自分の身を守るしか解決法はないのでしょうか。町としてどう改善し、どう取り組んでいくのか伺います。

5点目、国保税について伺います。

国保税率は医療・支援・介護分に区分され、所得割と均等割の2方式になっています。被保険者の負担を抑えるため、できるだけ緩やかに引き上げ、国保事業の安定的運営を目指すとして、令和5年度も国民健康保険税条例の一部改正が行われ、宮崎県内で一番高いと報道されましたが、原因は何ですか。国保会計は単年度で赤字ですが、基金を取り崩しているの仕方がないのでしょうか。県内の一覧表を見て引き下げる手段はないのか伺います。

6点目、ひとり親世帯への支援についてです。

ひとり親世帯への支援の案内を一覧表にできませんか。宮崎市では一目瞭然の一覧表ができています。川南町でもできませんか。ホームページで簡単に検索できるように提案します。後は質問席から伺います。

**○町長（東 高士君）** 今、内藤議員のほうから6つ質問がございました。一つずつ回答していこうと思います。

まず、マイナンバーカードについて回答させていただきます。

マイナンバーカードは、健康保険証として利用できる制度を令和3年10月から始まりました。令和6年秋にはマイナ保険証に完全に移行するということで現在進んでおります。

マイナ保険証の活用につきましては、まず医療機関がマイナ保険証に対応できる環境整備がなされているかどうかであります。

国は、各医療機関にマイナ保険証に対応するシステム導入やオンライン資格確認に関する機器の導入、ネットワーク環境の整備を行うよう進めております。

また、整備未完了の医療機関もございまして、今年4月からオンライン資格確認が原則義務化となっておりますので、順次環境は整うものと考えております。

現在、町内の全医療機関ではマイナ保険証に対応できる環境を整い、運用が開始されているところでございます。

以上です。

**○教育長（坂本 幹夫君）** 2点目の学校トイレに生理用品の設置を求めるについてお答えいたします。

まず初めに、学校管理規則上の権限につきましては、校長に学校の管理を移譲しております。権限移譲として4点ありまして、学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理、

学校事務の管理の4点でございます。

議員が言われますように、これまでに学校トイレに生理用品の設置ができないかということを経験し、あるいは養護教諭部会で私のほうで実証実験できないかということで話をしてきました。

令和3年度にアンケートを全学校に取りまして、そのときには管理の問題等があったりなかなか難しく、それから2年たった令和5年度の先月ですけど8月、再度各学校にアンケートを取りまして、そしてこの前行われました校長会において、そのことについてもお話をさせていただきました。

詳細は課長に答弁させます。

**○教育課長（三好 益夫君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど教育長からありましたように、アンケートのほうを実施させていただきました。この中で、まず生理用品等の設置はどのようにして行っているか。これは、もう前回と同じだったんですけど、必要な際には保健室に取りに行くという形でやっているという運用は変わっていないようです。

それから、児童生徒に対するアンケート、実証実験については、まだちょっと実施できていない状況だということがアンケートで分かりました。

さらに、アンケートの中であるんですけど、トイレの個室に設置する際にやっぱりネックになっているというのが、生理用品を置けるような棚等を設けるなど、トイレの環境整備がまず必要だ。それから、トイレ自体が特に雨天時なんですけど、湿気がこもって衛生面が保てない。この辺に問題があるということだったので、こちらのほうを解決していくことで実証実験、それから設置とかいうふうに進めていけるのではないかとこのように現状では考えております。

以上でございます。

**○福祉課長（渡邊 寿美君）** 内藤議員の3点目、ひきこもりについてお答えいたします。

厚生労働省が示すひきこもりの定義は、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的に6か月以上にわたっておおむね家庭に留まり続けている現象概念というふうにされています。

本町では、ひきこもりに関する実態調査は実施しておりませんが、令和4年度に宮崎県の障害福祉課が県内の民生委員・児童委員を通して実態把握調査を行いました。

その結果、おおむね15歳から65歳までで仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流をほとんどせず6か月以上続けて自宅に引きこもっている状態の方、または仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々買物などで外出することがある方が県内で600人、うち西都児湯圏域で45人という結果が出ています。

傾向としては、男性が女性の3倍以上で40歳代が一番多いということでした。

内藤議員の質問事項の中で、8050問題の課題についてはとありますが、8050につきまして

も、本町においてはその実態調査は行っておりませんが、介護保険を利用している高齢者担当の介護支援専門員に調査をしてみました。

その結果、高齢者359人中、8050と思われる世帯は5世帯で、うちひきこもりと思われる方は3人でした。

今後の支援ですけど、国が2024年度をめどに支援マニュアルを策定するようですので、そのマニュアルに基づいて支援していきますが、現在のところは県の精神保健福祉センター内にあるひきこもり地域支援センター、もしくは川南町役場福祉課窓口または保健センターのほうに御相談していただくといいと思います。

以上です。

**○環境課長（河野 英樹君）** 内藤議員の第4点目、悪臭対策についてお答えいたします。

本町は、第6次長期総合計画の前期計画、期間は令和3年度から令和7年度におきます農業振興のその他の課題として、「本町にとって長年の課題である臭気問題についても、老朽化した畜舎の更新、設備導入等の支援など飼育衛生管理を進めるとともに、臭気低減に努めなければなりません」と臭気対策を町の大きな課題として捉えておりますとともに、環境保全の推進の項目におきましても、「生活環境の保全のため公害防止に努めます。苦情への対応について早期改善・解決を図ります」との強い決意を示しております。

このような根拠、背景等とともに、関係法令に基づきながら産業推進課など役場内の関係部署や国、県の関係機関並びに当事者であります生産者やその関連団体などとの連携強化を図りながら、より効果的な臭気対策を進めてまいります。

以上です。

**○税務課長（米田 政彦君）** ただいまの御質問にお答えします。

まず、新聞報道の件ですが、これは各市町村が収めるべき県納付金を、各市町村それぞれの被保険者数で割った1人当たり国保税必要額であり、各市町村ともその結果をそのまま国保税額として採用しているわけではありませんので、この結果を踏まえて川南町が国保税が一番高いという御理解は誤りでございます。

以上です。

**○福祉課長（渡邊 寿美君）** 内藤議員の6点目、ひとり親世帯についての支援の内容を一覧表にできないかということについてお答えいたします。

本町では、ひとり親家庭への支援策の紹介の冊子を作成しております。離婚届や住民票の異動届の提出があった場合や、その予定がある方の相談があった場合には、福祉課の窓口でお渡ししております。

また、ホームページにも支援内容を掲載しておりますが、検索しやすいようなホームページの整理とタウンプラスへの掲載を進めていきたいと考えています。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 1点目から次々順番でいたしたいと思います。

まず、マイナンバーカードについて伺います。

マイナンバーカード保険証の実態はどうなっていますか。2021年3月からプレ運用として、そして10月から本格運用してマイナンバーカードが健康保険証（後期高齢者医療保険者証も含む）の代わりに使えるサービス、マイナンバーカードと健康保険証の一本化が始まりました。

私たちは、病院や診療所で診療を受ける際に健康保険証を受付に出します。これは、自分が加入している健康保険を利用するために種類や名称、被保険者番号、記号、番号などを病院や診療所に示すためです。出された健康保険証を見て、職員は訪れた患者の加入している健康保険を知り、カルテやレセプト、診療報酬明細書等に被保険者番号などを記入します。

マイナンバーカードを利用した新しいサービスは、健康保険証の代わりにマイナンバーカードの情報を利用してオンラインで健康保険の種類や名称、被保険者番号などの情報を病院や診療所に提供するものです。

病院や診療所がオンライン資格確認を行うには、マイナンバーカードのICチップに記録されている情報を読み取るカードリーダー、顔認証のためのカメラ付が必要です。本町近隣の病院、歯科、歯科診療所、保険薬局、医科、医療機関などでの導入は確認されていますか。また、町内では何割の医療機関などが導入済みでしょうか。いかがでしょうかということで、最初に町長が「これは行われていますよ」と返答されましたが、確認をちゃんとされたのかどうか伺います。

**○町民健康課長（谷 講平君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、申し訳ありません、冒頭に内藤議員から御質問がありましたマイナンバーカードの町内での普及率と交付枚数ですが、8月末現在で交付率が83.7%、交付枚数が1万2630枚であります。

ただいまの御質問であります、町内11ある医療機関、歯科、薬局も含めて11か所ございますが、8月末現在、町内全医療機関で運用が開始されております。

電話での聞き取り等を行いまして、また、県のホームページ、厚生労働省のホームページ等に運用開始されている状況等が掲載されておりますので、そちらのほうで確認をしております。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** マイナンバーカードの保険証を使ったことでトラブルの報告はありませんでしたか。

**○町民健康課長（谷 講平君）** 御質問にお答えします。

現在のところ、一件もトラブル等はございません。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** これは、トラブルはなかったということですね。私の娘が犬に噛まれて医療機関を受診しました。受診が終わってお金を払うときになって、「マイナンバー

カードのコピーをさせていただきます」と言われました。

とっさのことだったので、2人で行っていたわけですが、何も考えずにはいと答えて、マイナンバーカードのコピーをさせたんですね、医療機関に。これって、この運用って正しい運用なんですか。

**○町民健康課長（谷 講平君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。

マイナ保険証の利用の際は、受付にありますカードリーダーにマイナンバーカードを差し込んで、本人確認をするようになっております。そのため、マイナンバーカードのコピーについて何のためにされたのかというのは、ちょっと私どものほうは分かりませんが、カードリーダーを使っての運用に対しましては、本人確認ということでマイナンバーカードを受付で本人が差し込んでいただくということから始まるというふうに聞いております。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 健康保険証を使って受付をして、その後にマイナンバー保険証を持っているんですかと言われたので「持っています」と言ったら、それはコピーさせてくださいと言われて、そのマイナンバー保険証じゃなかったもので、2つ持っていたわけですね、本人が。

それで、今たまたまここに、川南に住んでいるけど、普段は福岡におりますのでそうなんですけど、正しいことで、ええ、何のためにコピーされたんだろうって思っただけなんですけどね。普通はしなくてもいいんですね、コピーというのは。

**○町民健康課長（谷 講平君）** 御質問にお答えします。

コピーする必要はないかと思います。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** マイナンバーカードで受診できるようにするためのひもづけがされず、健康保険証代わりに利用できない状態があることが8月24日、厚生労働省の調査で分かりました。この問題は加入者に原因があるのでしょうか。現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードでの受診に一本化する方針ですが、本来、マイナンバーの提出やマイナンバーカードの取得は本人の判断によるもので、強制ではありません。にもかかわらず、それが義務化のようにごり押しするところにトラブルの根本原因があります。

任意のはずのマイナンバーカード取得を、事実上強制することになるマイナンバー保険証に別人の医療情報がひもづけられ、治療や投薬を誤れば命にもかかわることにつながりかねないと指摘されています。町内でのトラブル発生はなかったと言われましたが、保険証を使ったことでのトラブルはなかったということで、毎月そういうことというのは、「何もありませんでしたよ」ということになるのでしょうか。

**○町民健康課長（谷 講平君）** 御質問にお答えいたします。

現在のところ、町内でのマイナ保険証を使ってのトラブルという報告は一件も上がってきておりません。本人が保険証を紛失したりとか、不正に使われたりとかいうことがあっても、

マイナンバーカードを24時間体制でコールセンターですぐ情報等をロックすることもできますし、そこら辺のセキュリティーについても、デジタル庁のほうが対策をしているところがございます。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 町民の多くは、マイナンバーカードを持ち歩くことにより、紛失したり盗難に遭ったりしてマイナンバーが他人に知られてしまい、個人情報が出てしまうのではないかという不安があります。

また、政府は「落としてもパスワードを知らなければ何も使えませんし、ICチップの中を無理やり読み込もうとすれば、チップが自動的に崩れる仕組みとなっているので安心してほしい」と宣伝していますが、この仕組みが老人や障害を抱える人たちにとって大変な負担となっています。

まずはパスワードについてです。番号を忘れる、間違えることにより使えなくなる。ロックされたら役場に再度設定に行かなくてはならなくなる、この繰り返しの疲弊する、手間がかかる、面倒になる、負担が増える、行く時間がない。挙げ句の果てにマイナンバーカードに暗証番号を書く、落として悪用される悪循環の始まりではないでしょうか。

困る老人や障害者、役場の職員の手間が増えることになりませんか、伺います。

**○町民健康課長（谷 講平君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを利用することでの日常生活の中でのメリットが大きいというのも事実であります。また、今後ますます利用できる場面が広がっていくと思われまます。

まだまだ課題はございますが、デジタル庁も技術面、運用面の観点から安全な利用環境の整備に取り組むとしておりますので、我々職員もそれに従いまして業務を遂行していきたいと考えております。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** たばこやジュース、お酒の自動販売機でもマイナンバーカードが使えるようにすると宣伝されていますが、マイナンバーカードの交付が始まった頃は「落としたらいけない、大事に保管しておかないと駄目だ」そんな話でした。今でも多くの皆さんはそう思っているはずですが、マイナンバーカード1枚あればあらゆる証明が容易になるとの期待も、実態はそんな重宝できるものではない事例が毎日ニュースに流れています。

例えば、コンビニで他人の証明書が発行されたり、マイナポータルで他人の年金記録を閲覧できたり、特にマイナンバー保険証に関しては、別人の医療情報が登録されたり、窓口で一旦全額支払わないとならないなど、政府の主張とは裏腹な結果が毎日のように新聞、テレビなどで報道されていますよね。本当に医療機関等に対するオンライン資格確認の2023年4月から導入の原則義務化が実行され、2024年秋の健康保険証廃止が行われることになるのでしょうか。導入しない、できない医療機関などは確実に残るのではないですか。マイナンバーカードを全ての国民が取得することもあり得ないでしょう。

どうしても持ちたくない人や持つことができない人はいます。そういった方々を置き去りにしないためにも、いま一度立ち止まり、見直し慎重に進めるように川南町の意見として国に対して要望すべきではないでしょうか。いかがですか。

**○町長（東 高士君）** これは国の施策ですので、町としていろいろ改善の意見としては言うことはできるかと思いますが、根本的なマイナンバーカードの制度そのものをやめてくれとか、そういうことは言えないと思います。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 次に移ります。

第2点、学校トイレに生理用品の設置について伺います。

先ほどいろいろ答えていただいて、いろいろ研究していただいていることはよく分かりました。「生理用品って生涯で30万円かかるらしいよ、生理の貧困の現状を変えないと」、高校生の声が議会を動かしたアンケートで、生理用品を持ってきてなくて困ったことがある、そういう人が75.8%もあった。

多くの場合、生理が始まったことに気がつくのはトイレの個室ですが、生理用品が必要な人は保健室まで取りに行きます。実証実験では、無料の生理用品を1か月トイレの個室に設置すると、保健室で提供するより25倍が使われたそうです。川南町でも実証実験されませんか、いかがですか。

**○教育課長（三好 益夫君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

実証実験の実施についてですが、まず先ほども申しましたように、トイレの個室に生理用品を置く際問題になるのが、トイレの衛生面が問題ということになります。設備の改修等で問題が解決され、トイレの個室に生理用品を設置する場所が確保できましたら、実証実験の実施も可能と考えております。

ただ、全ての学校、全てのトイレとなるとなかなか実施も難しいところなのですが、現場であります学校と相談しながら、モデルとなる場所を選定して実施するのであれば可能ではないかというふうに考えております。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 私が子供の頃からして、トイレは改善されました。トイレットペーパーが置いてあるのはもう当たり前です。学校トイレに生理用品が置いてあるのが当たり前にしてほしいのです。

困ったという声を聞いたことがない、女性なら生理用品を持ち歩いて当然、それが女性のあるべき姿と考えますか。子どもたちは「忘れました、買えません」とは言えないのではないのでしょうか。学校トイレ、公共施設のトイレに生理用品の常備を求めて次に移りたいと思います。

第3点、ひきこもりについて伺います。

ひきこもりが長期化し、高齢の親80代と子ども50代が生活に困窮する8050問題が深刻にな



っておりますが、その実態と課題について伺います。

先ほど川南町では、そんなに把握されていないようですが、私の周りにも身近な方でやっぱりとじこもって、どこにも相談できないという方もいますので、もう少し私はあまりにもこの5世帯の3人とか言われましたけど、少ないんじゃないかなと思うんですよね。どのような実態調査というか、県から把握で言われていますけど、川南町ではされませんか。

**○福祉課長（渡邊 寿美君）** ひきこもり全体の調査につきましては、国のほうが2023年度にするというふうに言っておられます。川南町として全体的にこれから調査をするということとは予定しておりません。

ひきこもりの中の8050問題につきましては、先ほども申し上げましたが、今のところ実態調査はしておりませんが、特に関わっておられる介護支援専門員に対して調査をかけたところですよ。それ以外に過去ひきこもりということで相談が上がったかどうかというところをちょっと調べてみましたが、特にひきこもりについての相談というのは、過去にここ5年間で1件あったのみで、それに関しての相談というのはなかったように思います。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 本当にひきこもりというのは、実際にその家族にとっては重大問題なんですけど、国はひきこもりの人や家族を支援するマニュアル指針づくりに反映させるために、全自治体を対象にした実態調査を行うことを今度発表しましたよね。川南町内でもっと詳しい実態調査というのは行われませんか。

**○福祉課長（渡邊 寿美君）** 今のところ実態調査ということとは予定しておりません。川南町の実態としては、先ほども言いましたが相談としては1件だけですが、精神疾患を持ち地域との交流が困難である方に対しては、保健師が面談などを行っておりまして、新規の相談というよりも、現在ひきこもりをしていて苦勞されている方につきましては、把握している点がありますので、そこについてのケアは継続して進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 全国的にもひきこもりというのは146万人とか言われています。ひきこもり地域支援センターの連携を取ると国は言っていますが、川南町では今のところ具体的なことはできないと言っておられますが、ひきこもりは本人、家族だけの問題ではないと令和5年8月6日付の宮崎日日新聞一面と三面にて紹介されています。

その中でも、山口大学教授の山根俊恵理事長は、「5年たってもひきこもりの状態が変わらないまま親が年を取っていく。なぜひきこもるのかということを読んでいないため、追い詰めてしまうケースが多い」と掲載されていました。

これを読んで私が感じたことは、ひきこもりは8050問題だけではなく、早い子はもう子どもの、幼児から老人まで年代を問わず起こり、ひきこもりになると長期化するということです。これを防ぐには、様々な支援が必要だと感じました。

私の身近にもひきこもりがいます。どうにかして助けてあげたいとは思いますが、解決策がうまく伝えることができていません。川南町では担当課は実態を本当に明確に指針が作成されていますか。この施策というか、方針というのをつくる予定はありますか。

**○福祉課長（渡邊 寿美君）** 川南町におきましては、先ほども申し上げましたが、介護支援専門員等が把握しているケース、あと相談に来られたケースについては指針を基にというよりも、それぞれの例えば介護に関することだったり、就労支援が必要だったり、あるいは医療機関への結びつきが必要だったり、そういうふうはその方の困り感によってケースワークをするようにしています。

ですので、今のところは川南町なりの出来上がったケースワークの方法がありますので、それに基づいてやっていきますが、この方法が正しいのかどうかというのは2024年に国が指針を示しますので、それと突合しましてまた修正をかけていきたいと思っています。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** この問題は、本当に時間がかかると思いますが、担当課は自覚を持ってしっかり取り組んでいただくことを求めて、次に移ります。

第4点、悪臭問題についてです。

生活環境改善ということでお尋ねいたします。

臭気測定期貸出について伺います。住民の要望があるようですが、貸出しはなぜできないのかということをお尋ねします。

**○環境課長（河野 英樹君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。

環境課が所有する臭気測定器の利用につきましては、環境課が苦情相談等で寄せられた現場における臭気の状態を把握することを目的に所有しております。

また、所有する当該臭気測定器には、その注意書きに本機による測定結果は悪臭防止法の定める公的なデータとして利用することはできませんと表示されております。つまり、町が当該測定器を操作し、収集する測定結果は、先ほど申しましたとおり同法が定める公的なデータとしての利活用はできません。

このような機器の特性及び使用上内部資料用としてのみの用途にしか適さないものであるため、町民等に対する当該測定器の貸出しを行っておりません。

また、今後におきましても、その予定はございません。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** それでは、それは何のために置いているんですか。

**○環境課長（河野 英樹君）** 御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたので繰り返すこととなりますが、環境課が苦情等で寄せられた現場における臭気の状態を把握することを目的に所有しており、内部資料として活用するために購入しております。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 一応測ってくれて希望したら、そこに行って測ってもらえますか。

**○環境課長（河野 英樹君）** 内藤議員の御質問にお答えします。

御要望というか、お願いがあって対応できるかということですのでよろしいですか。地域もそれぞれあります。御要望というのが、苦情があって要するに私たちも業務の中の一つの作業です。苦情があってその現場に行ったときには、当然測定をしたりしておりますので、苦情相談が寄せられたときには活用していますから、やっているというような状況かと思えます。

以上でございます。

**○議員（内藤 逸子君）** はい、分かりました。

**○議長（河野 浩一君）** 発言権を。

**○議員（内藤 逸子君）** すいません。この匂いで困っている方というのは、本当自分で自分の身を守るしか解決法がないんでしょうかね。町としては改善、どんなしたらいいのかというのがあれば伺いたいんですが。

**○環境課長（河野 英樹君）** 内藤議員の御質問にお答えします。

苦情等の発生原因者となります企業や事業主自らの責任の下で、日々適切な対策を講じ、悪臭をはじめとします公害を出させないことが事業者の大きな責務であり、何より重要であります。

このようなことから、本年度初めの4月18日に「家畜排泄物や堆肥は適切に管理しましょう」と題した対応マニュアル啓発文書を役場ホームページに掲載し、注意喚起の実践を新たに行っております。

加えて悪臭などの公害に対する苦情を住民から受けた場合は、関係法令に基づき対象者に対して指導しておりますし、引き続き実施いたします。

最後に、状況等によりましては、悪臭防止法が定める規制地域内並びに規制地域外ともに民事訴訟や民事調停もしくは公害紛争処理手続など、その利活用に関して双方の住民等に当該手続を禁止する規制はございませんので、専門の機関による紛争解決手段の紹介など、今後も継続してまいりたいと存じます。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 以前聞いたときは、定時定点で測定していると聞いたんですが、その環境保全というのは家畜農家というの、そこにもちゃんと公害防止協定を守って営業してもらおうように申し渡してあるので、もう川南町としては、しっかり把握されているというふうな環境課では認識なんですか。

**○環境課長（河野 英樹君）** 内藤議員の御質問にお答えします。

定時定点観測というのは、みやざきバイオマスリサイクルの件で御回答するというのでよろしいですか。

それでは、直近の観測状況を申し上げます。令和5年度におきましては、4月から8月末であります5か月間に延べ20回の観測を実施しておりますが、臭気度ゼロである無臭と、臭気度1であります、やっと感知できる臭いのみの報告が出されている状況です。

なお、臭気度2であります何の臭いか分かる弱い臭いを感じたという報告はもとより、その上の数値、つまり3から5を感じたとする数値の報告は、現時点では一度もございません。

よってこの状況のみで鑑みますと、以前と比べ、改善傾向にあるのではと、上向きに捉えられる面もありますが、引き続き適切な運転等に御尽力いただくよう注視してまいりたいと存じます。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 川南町内で臭いはもう改善したと環境課は受け取っているということですよ。

**○環境課長（河野 英樹君）** 内藤議員の御質問にお答えします。

決して全てよくなっているというふうには思っておりません。今の定点観測のところだけで申し上げると、改善されているのではないかという見解を申し上げたところでございます。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** MBRの付近では、木質バイオマスもできましたし、そこで臭いを燃やしていますので、環境はよくなったと皆さんが思っているかもしれませんが、私は近所に実家がありますので、決してよいというふうには思っていないんですね。皆さん、臭いが臭いときは、役場の環境課なり、役場に電話して、臭いよと言ってくれと言っていますけど、なかなか皆さんもう慣れたのか、遠慮しておられるのか、苦情はあんまり届いてないと思います、役場には。だけど、この慣れというのは恐ろしいんですよ。私は、本当に塩付のローソンの中に行ったときに、ここでは食事はできないと、昼間ね、本当に臭くて吐き気がしそうで、そこで物を買って食べられないような匂いがあるって聞いたんですよ。だから、もっと役場の環境課は、あっちこっちで、臭いが特に臭いよと言われているところを測定してほしいんです。

それと、ばい煙も黒い煙が出ていけば見えますけど、普通なかなかばい煙を観測していることはないと思うんですよ。だけど、煙が出て落ちている、川南町の地面に落ちて、土地がやっぱり炭素というんですか、窒素というんですか、多く含まれていて、水環境に適さない土地になっていて、井戸水も飲めないとか、いろいろありますよね。

そんなのが、町民の不満としては、本当に改善されないというふうに私は受け止めているので、今回も質問することにいたしました。

それと、今MBRのことを言われましたけど、MBRと地域住民が確約書を結んでおりますが、その畜ふんがたまっているところを検査はどのぐらい行っておられますか。伺います。

**○環境課長（河野 英樹君）** 内藤議員の御質問にお答えします。

MBRと町が締結した立地及び環境保全協定書に基づく環境測定が年間6回実施されますが、その立会いと、年1回開催されます地元連絡会議に町は同席しておりますので、少なくとも年7回はMBRに直接出向いております。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** MBRの蓄ふん処理場というか、蓄ふんが置いてあるところは見ているんですか。

**○環境課長（河野 英樹君）** 内藤議員の御質問にお答えします。

蓄ふんが置いてある場所というのは、既存施設と言われている施設のことでよろしいでしょうか。

既存施設の指導等につきましても、苦情が寄せられた際にはこれまでと同様、現地調査を実施し、その結果を踏まえ指導等を行っておりますし、今後も行っております。

以上でございます。

**○議員（内藤 逸子君）** これは、苦情があった時のみで、定期的に行ってみてはいるという理解ではないですか。

**○環境課長（河野 英樹君）** 内藤議員の御質問にお答えします。

定期的な役場が巡回しているというものではございません。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 私は、地域住民から苦情が寄せられなくても、定期的な一日はどことどこどこってというか、臭いような臭いのところを回って調べてもらいたいと思うんですよね。そうしないと、川南町のこの臭いという臭いがなくならないと思うんですよね。いろいろ改善策というのは、指導で、その個人の農場主が努力するだけではやっぱり改善できないと思うんですよね。地方公務員法第30条、知っておられるですよね。30条では、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあります。町民が上げる声は切実なものであり、どんなに小さなことでも真摯に受け止め、共に解決するために努力が必要です。やっぱり皆さん住民の方は我慢しておられますので、私は率先して環境課が定期的に臭いも測ってもらいたいし、ばい煙も見てもらいたいと思っております。

開かれた町、町民優先の安心安全な環境づくりを願って次に移ります。

国保税について伺います。あまり時間がありませんので、すいません、国民健康保険特別会計の決算収支状況を見ると、繰越金が4438万7000円です。前年度の収支は大幅な赤字ではないですね。黒字と理解してよろしいですね。

**○町民健康課長（谷 講平君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。

単純に、収入と支出の差引きでいきますと赤字ではございませんが、実質単年度収支という指標で見た場合は赤字ということになります。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 単年度でいったら、やっぱり赤字ということですね。高所得者が多いから国保税が高いと聞きましたが、医療費は県内で一番安いのに、なぜ国保税が高いのか。医療費を基に国保税が計算されると私は思っていたのですが、違いますか。違ったら説明してください。

**○税務課長（米田 政彦君）** まず、情報が正確ではないようですので申し上げますが、本町の1人当たりの医療費は県内でも低いほうには位置しますが、決して一番低いものではありません。

あと御質問の趣旨は、計算方法ではなく国保税算定のプロセスということによろしいですかね。その場合、平成20年度までの旧国保制度では、おおむね議員のおっしゃるとおりであります。平成30年度以降の新国保制度では考え方が異なっております。新国保制度について、ちょっと御説明しますが、平成30年度以降は、都道府県が国保財政運営の責任主体となっており、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うことによって、県全体の国保全体の入りと出を管理することになりました。これにより市町村が負担することになった国保事業費納付金ですが、その額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮して、県がそれぞれの市町村に提示し、併せてそれに必要な理論上の税率、いわゆる標準保険料率を提示していきます。市町村はこの提示された標準保険料率を参考に、経済状況やそれまでの税率、基金の状況を考慮して、税率を決定しているという流れになります。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 今の資料をいただけますか。

**○税務課長（米田 政彦君）** ただいまの御質問にお答えします。

厚生労働省のホームページのサイト内検索で、国民健康保険制度と入力していただいた際に、一番上に表示されるものをクリックしますと、その説明資料等もございます。国民健康保険制度における改革についてという表題がありますので、そちらを御参考ください。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 分かりました。クリックしてみます。所得300万円のモデル世帯、夫婦と子供2人では、国保税は幾らですか。高い国保税が払えず治療が遅れて死亡した例や、少ない年金のために通院ができず、持病が悪化し生活保護を受給することになったなど、生活が苦しくなったと聞きます。国保制度は、相互扶助と言われますが、社会保障と位置づけるように求めます。

町長に伺います。

**○町長（東 高士君）** 社会保障制度というのは、国民の安心や生活の安定を支えるセーフティーネットであります。社会保障制度は、社会保険、社会福祉、公的扶助、保険、医療、公衆衛生からなっております。国民健康保険は、国民健康保険法第1条に、社会保障及び国民健康保険の向上に寄与すると規定されていることから、日本の社会保険の一つとして、社

会保障に位置づけられているものと認識をいたしております。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 物価高騰やコロナ禍による景気悪化の中、高い国民健康保険料、税が住民生活をさらに苦しめています。私が選挙前に行ったアンケートの回答では、国保税の負担軽減、社会保障の充実を、などの意見が多く書かれていました。

国の悪政が続く中、住民に身近な地方自治体が福祉をよくしなければ、町に未来はないのではないのでしょうか。国保は、社会保障と国民保険の向上に寄与するものです。地方自治体は、町民の暮らしを守る防波堤の役割があります。国保税の高い高いと言われているのを少しでも見直しを求めて、次に移りたいと思います。

第6点、ひとり親世帯への支援についてですが、先ほど福祉課長から回答いただきましたとおり、いろいろ改善していただいて、ホームページなどでも見やすくしていただいたという回答がありましたので、本当に、皆さんホームページを見て、川南町を理解されると思うので、ホームページの充実というのは、本当に私はいいいことだと思いますので、時々見て、新しい情報を変えていただくように求めておきます。改善されているってということがうれしいので、ぜひお願いします。

これで、一般質問を終わります。

**○議長（河野 浩一君）** しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時16分休憩

.....

午前11時26分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、徳弘美津子君に発言を許します。

**○議員（徳弘 美津子君）** 通告書に基づいて質問していきます。

まず、これまで3回行われたタウンミーティングについて伺います。

これまで、中央地区、東地区、山本地区において、町長公約のタウンミーティングが開催されております。

まず最初に、新中学校のことには質問拒否について伺います。東地区では、中学校のことについては質問しないようにと言われました。理由は、議会で白紙になったから答えられないと言われました。しかし、6月議会最終日のNHK報道では、町長は、中学校は今2校あります。このまま2校で行くのか、統合するのか、町民とよく話をしていきたいと思います。今後、タウンミーティングを町内で毎月していくので、その中で今回の件も説明し、理解を求めていきたいと言われていると思います。その矛盾を説明していただきたいと思います。

以降の質問については、質問席より行います。

**○町長（東 高士君）** 徳弘議員にお答えいたします。タウンミーティングは、私が掲げま

したマニフェストの5つの柱のうちの1つ、暮らしを守る、まちづくりの中で述べております。町民の意見を聞く、それを町政に反映する、これは私が地方自治の基本であるということ常々感じておりましたので、これを、タウンミーティングを毎月やっていくというつもりであります。この思いは全然変わっておりません。

また、新中学校の関連で質問を拒否したと言われましたが、これは児玉議員も6月の議会の際に言われておりましたが、議決された事項は、やっぱりそれについてとやかくいうものじゃないという話をされておられましたが、それと同じで、もう議決決まったので、またつくってくれというような意見は言うべきじゃないんじゃないかなと思ひまして、そういうふうにお答えをしたと理解しております。

それと最後のほうで言われました、これから協議をしていく。私は統合については、先ほども中村議員のところでも回答いたしました。統合は、私は生きていますので、統合のためにこれから何をやっていくか、統合は急ぐべきだと私は思っております。それで総合教育会議もそのために開きました。その議事録は皆さんにお配りしましたので、分かっているとおりだろうと思ひます。

このようにタウンミーティングは、町民の皆様に行行政の状況を説明し、また町民の要望、苦情もあろうかと思ひますが、それも含めて受け取る場というふうに私は捉えております。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 聞き違いかな。議決を受けたから説明をしなくていいと言われたんですかね。児玉議員の言葉を聞いて。説明する必要がないということですか。

**○町長（東 高士君）** 議決されたものは、議会で議決されたものはもう解決した、決まったことだから、それについては質問はおやめくださいというふうに、司会の総務課長が言ったと思ひます。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** だから、決まったことを、白紙になったことの説明を、こうしてするんだよという説明だと思ひますね。結果的にその質問をするなということが非常に矛盾をしていると思ひますけども。ただ、何でも議会で議決した、タウンミーティングのレジュメの中には、6月議会のこととか書いてある、議会で議決したことですよね。それを説明するわけですよね。何かちょっと、私、頭が悪いですか、分かりません、どういう意味なのか。そのときに、結局、報道に言っているわけですよ。「統合するのか、町民とよく話して、今後タウンミーティングを毎月していくので、その中で今回のことも説明し、理解を求めていきたい」、今回のこと、白紙になったことはこうだよと、自分はこうだから白紙にしたんだよっていう説明をちゃんと説明するべきだと思ひますけども、中学のことについては質問しなさんなという、それは理解していないからですよ、住民が。それは受けて当然だと思ひますけども、いかがでしょうか。

**○町長（東 高士君）** タウンミーティングは、私が主催で、私がやっているわけですよ。



それは、徳弘議員が言われるのは、こういうふうなタウンミーティングであってほしいという願望は分かります。分かりますけど、私は私なりのやり方でやっております。私はそれでいいと思っています。だんだんだんだんよくなってきているというふうに私は思いますので、まだ至らないところがたくさんあります。それはもう、突っ込まれれば。ありますけれども、少しずつ改善をし、町民の皆さんに分かっていただく。で、町政はこういうことですよということをお示しをし、御理解していただく。そういう機会が今まではなかったんですよ。だからそれをやっている。何とかこれ御理解していただきたいと思います。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** タウンミーティングは私が主催するから。これは町長の後援会活動になるじゃないですか。町がちゃんと役場が広報してやりますよと言っているわけだから、それはちょっと見解違うんじゃないですかね。あなたの、東町長の、私の話をとというのではなくて、町全体のことを踏まえた首長の責任としてタウンミーティングを開くんだよという捉え方ではないでしょうか。

**○町長（東 高士君）** 何回も言っていますように、それは当たり前の話ですよ。当たり前のことを私はやっているわけですよ、町長として。行政の、今はどういう状況になっている、どういう町政を、今後こういうふうに動いていきますよ。今、何回も言いますように、財政的に非常に、今、ふるさと納税が好調だし、またPLATZ（ぷらっつ）のほうも、今回2,000万円というのを収めてくれたというような話も含めて、そういう話、またここからどうなっていくかということも含めて、現在の状況と未来の状況、これについて私は説明している。何も私は後援会活動をやっているわけではないです。そういうふうに捉えること自体が間違っていると思いますよ。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 時間がないので、次行きます。

2番目です。稼げる自治体のふるさと納税とPLATZ（ぷらっつ）についての質問ですが、よく先ほどの同僚議員の質問の中でも、稼げる自治体として、PLATZ（ぷらっつ）とふるさと納税を生かしていきたいんだと言いますが、まず、町長の考える稼げる自治体とは何ですか。

**○町長（東 高士君）** 何回も言いますように、今現在、我々は令和5年に生きていますけれども、これから2050年問題とか、いろいろ危惧されている問題が提案されています。そういうところに差しかかるとき、この自治体として何が一番必要か、財源です。その財源をちゃんと確保し、基金として持っていく、そういういろんなところのことが、生起をするというのが予想されます。だから、私、何回も言いますように、想定外というのは、今の自治体には通用しないんです。全て想定して、それに待機する、準備をするというのが一番大事だと思います。

そのために、私はふるさと納税、これがいつまで続くかは分かりませんが、どんどん

やって、その基金をつくる。それとP L A T Z（ぷらっつ）、P L A T Z（ぷらっつ）はある議員の話では宝の山です。あれはもう改善し、やればどんどんどんもうかると私は思っております。それで、一番P L A T Z（ぷらっつ）で大事なことは、従業員の人たちが思うということを今現在言っておりますが、そうじゃなくて、やっぱり一番大事なのは、高速道を利用する人、お客さん、それとそれに同乗してくるお客さんですね。そういう人たちの利便性、サービスをいかにするか、それによってどんどんいいほうに回ってくるんじゃないかなと私は思っております。

だから、そういう財源を未来のために、要するに10年先、20年先の、通常言われています生活インフラの寿命がきます、そのものをスムーズに対処できる。そして当時住んでいる人たちが豊かな暮らし、川南っていいなと言えるようなまちにしたい。そのためにこのふるさと納税とP L A T Z（ぷらっつ）、この2つで頑張りたいというふうに考えております。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 稼げる、実際にお金を稼げるという感覚の中であるんだと思うんですが、考え方はいろいろあると思うんですね。私たちが、今まで考えていた中では、首長のパイプとして、国とか県とか、たくさんいろんな補助事業があるんですね。それをいかにして取り組むか。その中で、例えば国とか県の補助金の事業がどういうものがあって、そこに対して住民がどう使えるか。それによって、例えば農業であれば、基盤整備の確保をして、例えば規模拡大ができるとか、そういうことをすることを率先的にアンテナを張る。こんなに低いアンテナじゃなくても高いアンテナを張って、どういう事業に取り組むかということが稼げる自治体だと思うんですね。

それによって、補助金を持ってくる、町でその財源を入れる。それによって、その補助金事業として取り組む、農業、住民の方たちが、よりよい収入を得る。そして税金として、最終的には、目的は、自治体の目的は財源なんです。税金なんです。税金を、高齢化になるから税金が減りますよではなくて、いかにして川南の第一次産業を生かす。もちろん他の産業でもいいですよ。そういうものを生かした政策を促すことで、住民の所得を上げることが、稼げる自治体ではないかなと、私、16年間ずっと思っていたんですね。もちろん、そういう、例えばP L A T Z（ぷらっつ）とか、ふるさと納税というのは、本当にこれはもういきなり、全く今までなかったことなので、これまでのふるさと納税がない以前の自治体の取組としては、いかにして住民所得を上げて、税金をやっぱり収めてもらう住民をつくる。もちろん、たくさん住民を増やすという、人口を増やすということももちろんです。そういうことが稼げる自治体と思っていたんですけども、いかがでしょうか。

**○町長（東 高士君）** 今、徳弘議員が言われた話は、それはもう大分前、2、30年前ぐらいからそういうことは言われていました。全国の自治体、全てがそういう補助金とか、そういうのをみんな狙っています。私が言っているのは、そのプラスアルファです。プラスアルファの稼げる自治体で体力をつけるためには、そういうふるさと納税とP L A T Z（ぷら

つつ）が必要だということを申し上げているんです。よろしいでしょうか。

**○議員（徳弘 美津子君）** 分かりました。それでは、ぜひ職員の方のアンテナ、もちろん町長のアンテナを高く高く張っていただいて、様々な事業の取組みをして、住民所得を上げていただきたいと、それは切に願っております。

では、先ほど言われました今後のふるさと納税の進め方を伺います。令和4年は36億円以上あったと思うんですが、今以上のさらなる増額となる取組みを伺いたいですね。さらにということを言われたので、私、期待を込めて伺いますけども、どのような取組みをすることが、ふるさと納税の増収につながるんだと思っておりますか。

**○町長（東 高士君）** 今、ふるさと納税は、4年度に比べて5年度も非常に順調に進んでおります。今、ふるさと納税を担当する職員が一生懸命やってもらって、4年度よりもいい、4年度が36億9753万9000円でした。もう一回申しますね。36億9753万9000円でした。3年度と比較しますと、199.6%の伸びでございました。そういう状況で、今一生懸命やっています。私らと言ったらおかしいですけど、町長として何ができるだろうかということ考えて、副町長と考えて、じゃあということで、町内にあります大きな企業、それとふるさと納税の返礼品を納めてもらっているところ、その企業を回ろうということで挨拶をしました。挨拶回りをしました。そこでお願いしたのは、雇用と賃金、これは当たり前の話なんですけど、雇用と賃金をよろしく頼むという話もしましたし、ふるさと納税の基金というのは、何とぞ今までどおりによろしく御協力をお願いしたいということでお願いをしました。はっきり言います、他の企業の工場長とか社長、会長なんかは、町長が来たのは初めてだと言っておられましたけども、非常に好感を持って御協力をしていただくというお約束はいただけてまいりました。そういうことをやっております。

以上でございます。

**○議員（徳弘 美津子君）** ありがとうございます。本当に返礼品を出す企業である事業主のやっぱり支援というか、応援というのを、町長が自ら回っていただくというのは非常に力になると思います。今後もぜひ続けていただきたいなと思っておりますが。

よく言うのは、ふるさと納税の増加の一つの手段として、加工場をつくりたいと言われていますが、タウンミーティングの流れから行きますが、町長が中央地区のタウンミーティングで、長崎から仕入れて加工場で加工しているという話があって、これは宮日にも取り上げられて、会場が一瞬ざわざわとなったんですが、そういうような考え方がどこかにあるのですか。それを活用した加工場というのが、今もお考えなんですか。

**○町長（東 高士君）** 加工場の話は、この議会で令和3年の9月の質問だったですかね。ある議員さんがPLATZ（ぷらつつ）に物を出していると、物はないんで、この浜のほうではないんで、門川まで行って買って来て、それを加工して出しています、非常に好評ですという話、そのときに加工場をつくられたらいかがでしょうかという話が出ております。それは私が最初に言い出した話ではなくて、そういう話がありました。これはいい案だな、例

えば果物もそうです、白菜とかキャベツ、その他もろもろの物、それとか魚もそうですけど、加工場を、やはり浜のほうにつくるのではなくて、やはりつくるんだっただけですよ、こっちの高いほうの津波の心配のないところにつくって、そこで安定的に加工をして出していったら、非常に川南ブランドとして、川南の新しい特産品として売り出せるんじゃないかなというのを常々考えております。今も考えております。これは恐らくずっと町長にある間、どうすれば特産品ができるんだろうか、川南ブランドをつくりたいのにどうすればいいか、これはずっと私のテーマだろうと思っております。そういう機会があったら、ぜひともそういうチャレンジをしたい。それで、加工場ができることによって雇用ができます。また賃金を高くすることができます。それで納めた税金によって周りの人、町民全員が裕福になる。そういう社会をつくりたいなというふうに思っておりますので、この加工場というのが、まだ具体的には決めておりませんが、そういうシステムをつくれたらいいなというふうに常々考えております。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 特に漁業関係に特化した加工場というわけではないという捉え方でよろしいですか。

**○町長（東 高士君）** そのとおりであります。例えばの話って、私はさっき、たしか1回目のときに言ったと思います。別に、魚が今とれないような状況です。もしとれるのであれば、なければ定期的にやっぱり入荷しないといけませんので、その場合は、長崎から魚がとれるのであればそれを持ってきたいということを申し上げただけです。例えば、例えで言った話でございます。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 加工場については、その漁業に限らずに加工場というものを公的につくってほしいというのを、私もずっと、16年間の議員の議会生活の中でも言っておりましたし、当時の同僚議員も最初からずっと言っていたんですね。加工場という区切り、結局、例えばパンをここで作ると、それでしたりとか野菜を加工して漬物を作るとか、いろんなものがありますよね。その加工場って、結果的に、実際はそれを販売するってなったら保健所の許可の関係がいるんですが、私、当時言われたのは、加工場というのは一つ一つの責任者がきちんといるんだと。例えば、大きい箱の中に白菜をするコーナーとか、きちんとすみ分けしないといけないんです。御飯は御飯に必要なだし、お菓子はお菓子という加工施設でないと、作ることができてもそれを販売することはできないんですね。だから、加工場って言われるときに、私どういった加工場、私ずっと加工場が必要だと、川南は、第一次産業が盛んであるので、製品とか材料がたくさんあるよねと。結局、特にとれすぎて安いお野菜をうまく加工することで利益につながるというのは、本当にそれを言っていたんですが、何せ縛りがあるんですね。お菓子はお菓子というコーナーがあって、そこにたくさんの方が携わらなきゃいけないんですよ。例えば、Aさんがお菓子を作りたい、Bさん私も作りたい、C

さん私も作りたいと。じゃあみんなで作ればいいやという世界ではないと思うんですね。だから加工場の本質的なことをきちんと今からアップしていただいて、それができるようになると、私、加工場建設費用に4億5億かかったって、私は賛成していますよ。ただその前に、例えば事例としては、佐土原の工業団地の中に県が主催している、名前忘れましたが、あるんです。大きいブースの中にブロック分けをされていて、そこで作ったら1か月間販売ができるんです。そこで、この商品は売れるなと思ったら、今度はその方が自分の工場持ち帰って、自分の家なり工場をつくって製品化をするという流れがあるんですね。だからその柱として、川南町が公的にそういう公的機関ができれば、私は、それはそれで、これからの川南に必要なものだと思うんですね。だからそういうのが、許可的なものがどうなのかっていうことが、やっぱりちょっと考えたりと、加工場づくりをしてほしいと思うんですけど、いかが思いますか。

**○議長（河野 浩一君）** 徳弘議員、質問は通告の内容に沿った質問をしてください。

**○町長（東 高士君）** 通告のない話でございますが、話をちょっと続けてさせていただきます。せっかくお話ができたんですからね。

私、工場をつくりたいと思っている、それから先のことをいろいろおっしゃいました。それはつくろうということで集まって、そこからの先のことは、まだ私はまだ考えておりません。ただ、つくりたいという意向です。加工場、せっかく出ましたのでちょっとお話させていただきますと、実は、黒坂の工業団地、もう満杯で、企業誘致でいろんなのが出ていますけども、計画に出ていましたけども、企業を誘致する場所がないんです。これはタウンミーティングでも私が言ったと思います。だから皆さんにそういう余っている土地、もし貸している土地があれば教えてくださいというふうに言っております。そういうことを付け加えまして、終わります。

**○議員（徳弘 美津子君）** 申し訳ありません。いろいろと横道にそれまして、本当に申し訳ありません。

では、PLATZ（ぷらっつ）についてです。稼げる自治体という、PLATZ（ぷらっつ）ということを書いていきますので、副町長がタウンミーティングでやる気のないPLATZ（ぷらっつ）と言われましたが、その根拠を伺います。

**○副町長（河野 秀二君）** 私が、PLATZ（ぷらっつ）がやる気がないということを使ったんですか。どこのタウンミーティングで言いました。えっ、私は言った記憶はありませんけど。何か録音か何かあればまた聞かせてください。

以上で終わります。

**○議員（徳弘 美津子君）** 録音については、多分町がされているもので確認していただきたいと思いますが。結局先ほどもありましたが、PLATZ（ぷらっつ）がいろんな営業時間、まずは食堂の営業時間についていろいろと言われておりますが、今は11時から3時の営業、4時間なんですね。前は5時だったんですけども、やっぱりそこについてどんなふうに

やったらいいなと思われま。どんなふうにかえたら、副町長も役職になるんですけども、今の人員配置でどのようにやったらいいかなと思っていらっしやいますか。営業時間については。

**○副町長（河野 秀二君）** PLATZ（ぷらっつ）の会議の中で、いろいろ意見は出しました。まずは、私が一番問題視したのは、PLATZ（ぷらっつ）の意見箱があるんです。この意見箱にいろんな意見が書かれていたと思うんです。一般的な会社がお客さんの意見を聞いて、その意見をそのお店の反映にするには、その出された意見を分析して、それに対する営業戦略と申しますか、そういうのを立てるのが、私は普通だろうということで、役員会で、役員会というか取締役ですね、私もその一人ですから、それを言いました。ところが、その意見書の内容は書いてありますけど件数が書いてありませんでしたから、担当職員にこの件数を入れるように言いました、入れてもらうようにと。ということで、副町長、件数はありませんでしたと。おかしいかと、ということで、取締役会で言いましたところ議事録が返ってきました。議事録に私の言った意見がないんです。こんな取締役会議があるのかと私はびっくりしました。皆さんどう思われますか。取締役会ですよ、会社の。で、意見言ったんですよ、役員。それが議事録書いてないんですよ、2回書いてないです。1回目は私が副町長になった初めての会で、2000万を1500万にしてくださいと。その議事録はないんです。もう1回は7月の取締役会で、その意見書をなぜ書けないんですかと、件数を。返ってきた答えが、処分しましたと。誰が処分したんですかと。誰の命令で処分したんですかと質問しました。返事返ってきませんでした。その議事録はないんです。多分聞かれているでしょう。中で仕事されているから。私はファックスで送りました。正しい議事録を書いてくださいと。皆さん分かります。株式会社で役員会で議事録が書かれてないということはですよ、どういう経営をされているのか。一番基本じゃないですか。その基本となるお客様の声が届いてない。それ経営者が、一番最初に耳を貸すところじゃないんですか。それを営業につなげるのが取締役会じゃないんですか。ですから、私から言わせれば、そこのところが、宮崎社長と、ほかの方はちょっと分かりませんが、意見の相違は大きくありますね。それははっきり言いました。昨日、宮崎会長が、私が言った発言を含んだ議事録を持ってこられました。こういう状況なんですよ。びっくりされると思いません。だから、私は一回町長に言いました。私、代表を辞めていいんじゃないですか。何かあったら副町長もその役員でしょうって。どうせ副町長もそうだったら、副町長も責任の一人ですよ。経営者の一人ですよ。って。だけど、よくよく考えたらやっぱりそうではいかんかと思っ、今4回目か5回目か行っているんですけど、これが現状なんですよ。

もし、私がここで本会議場で言っていることが間違いであれば、社長に確認してください。また、中の事務の畠山さんですか。まだもう一枚の議事録の訂正持ってきませんが。

こういった現状で、中をどう改善したらいいのかという質問されてもですよ、改善のしようがないじゃないですか。お客様の目線であるのが、私は商売だと思っています。これくら

いで終わります。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** なかなかお怒りはごもっとも、なかなか一企業に対して、私がどう口出すかというのもあつたりするんですけども、いろいろあります。私もごめんなさい。私の質問のことがあるので、お怒りは置いといて、タウンミーティングのずっと話をしていますので、タウンミーティングの中に2つ言われたんですよね。利益重視と利用性の利便性が矛盾が出るということで、手数料の引下げを言われた町民の方がいらっしゃいますね。手数料を引き下げるとは利益の減少につながるんですね。結局、それは稼げるPLATZ（ぷらっつ）として売上げが減るということになるんですね。だからどちらをどういうふうに考えていったら、手数料について、出店者の手数料についてやっぱり手数料を引き下げるべきと考えていらっしゃいますか。

**○副町長（河野 秀二君）** 手数料のことは、前回のときにも少しお話したかもしれませんが。インボイスの関係で見直しをするということの議論をしておる最中で、来年の3月までには方向を出したいということで、役員会ではそういう話になっております。今のところまだ具体的な数字が出ているわけではありません。

以上で終わります。

**○議長（河野 浩一君）** しばらく休憩します。午後の会議は1時10分からとします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時10分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

**○議員（徳弘 美津子君）** すいません、PLATZ（ぷらっつ）のことは、ちょっとまだ残っているんですが、中央地区のタウンミーティングの中で、PLATZ（ぷらっつ）のことで、運営会社との契約が切れたら合法的にやっていくと言われ、結局、協定書について、何かいろいろ議論されているのかなあって気はするんですね。

協定書の切替時期に、契約しているまちづくり株式会社との契約の有無を何か将来的に考えているのかなあという捉え方をしたんですけども。お答え願います。

**○町長（東 高士君）** 確かに、町長とまちづくり株式会社の契約書といいますか、それが5年契約されております。

私としましては、今のような状況では私はいけないと、PLATZ（ぷらっつ）は改善すべきだということで、私は発言権はありませんけど、副町長を通じて、そういうことを何回も取締役会で話題として、課題として言ってもらっております。

しかし、最終的に、我々が希望する状況に改善が無理であれば、契約も考えないといけないんじゃないかなというふうに思っています。ということは、もう契約をしないということ

も考慮の一つかなというふうに思っております。その後は、どうするかということは、時期が来たら、また協議をして、この議会にもお諮りをしないといけないんじゃないかなかなと思っておりますけども。そういうのも一つの案かなということで、私は頭の中で考えております。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 山本地区でしょうかね、ある方が思いっきり変えてみたらどうかと、新しい視点で変えてみたらどうかってことを言われて、そのことにつながるのかなあというのがあって、現実、P L A T Z（ぷらっつ）の運営が、よく先ほど言われたように、食堂の時間帯ができないということを、どのように御理解をして、どういうふうに解決の糸口があった中で、その協定書の見直しをされようとしているのがあるのですか。やっぱり何か、自分たちの中でこうあって、こうなるよねっていうのがあるから、今のP L A T Z（ぷらっつ）のやり方に対して異論を唱えるわけですよ、結局。利用者の方から結局、意見箱であったのか知りませんが、その利用時間が限られるからっていう御意見があったことに準じてするべきだという考え方と、現実には人の手配ができないことで、その時間帯以上のものができないっていうことの、現実の乖離をどのように解決をしていく。やっぱり目策がないと、協定書の来年、皆さん住民の前で、協定書の来年のあれでまた考えますよみたいなことを言われたら、要らない期待とすると思うんですね。もし何か、例えば町内の方で誰かやってくれる人がいるのかとかいう、何かそういうのがあるのか、それとも、じゃなくて、何か思いがあれば、ぜひ教えていただきたいなと思います。

**○町長（東 高士君）** 今の発言は、ちょっと私の意図するところと違うんですが、やはり今、経営をやっているのは、川南まちづくり株式会社ですね。それはやはり、会社でありますので、その会社と町は契約をしているわけです。その会社の中のことは、やっぱり社長以下、そういう取締役で考えていく。うちが、私らが意見を言うじゃなく、その中で考えて改善をして、要するに、お客様の利便性を図り、またサービスを向上させる。それは、向こうの会社がやることじゃないかなと思っておりますので、今の状態が続いておれば、私は、契約はちょっと考えざるを得ないんじゃないかなというふうに申し上げました。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 分かりました。いろんな、先ほどから稼ぐ自治体の中の代表として、P L A T Z（ぷらっつ）とふるさと納税があるからということもお思いでしょうけど、川南P L A T Z（ぷらっつ）は、もともと地域活性化拠点という一つがあるんですね。地域活性化拠点。

地域活性化とは、各地域の経済、社会、文化などを活性化させ、なおかつ、その他に暮らす人々の意欲、向上を後押しし、地域を持続的に発展させること。

また、地域活性化には、地域の価値向上、人やお金の流入を増加させることも含まれているとあります。



地方創生とは全く違うんですけども。基本的に、地域活性化、その川南で出される食材も、なるべく川南のものを使っているとか、もちろん物産のところ、物品ですね、物品販売のところも、町内の業者の方が、本当に農家の方が毎日入れて、なくなったら補充をしてとかって、大変なことをやって、それが一つの川南のものを、P L A T Z（ぷらっつ）という一つの結局、高速を使った方たちに知ってもらおうという思いの中で、地域活性化拠点としたP L A T Z（ぷらっつ）の立ち位置があると思いますので、今後、どういうふうを考えるか分かりませんが、一説には、先ほども宝箱みたいな、ある意味では、ドル箱って言われる議員さんもいらっしゃいます。

そこをもう少し、本来のP L A T Z（ぷらっつ）の活用という、本来の立ち位置をもうちょっと考えていただくといいのかなあと考えております。

もちろん、食堂を開きたいのも皆さん、山々ですけども、現実でできない解決を、今の立場でぜひフォローしてあげて、副町長がこうしたらいいんじゃないかというフォローもしてあげるといいのかなあと考えております。

町長も副町長も、どれくらいの回数、P L A T Z（ぷらっつ）の食堂に行かれるか分かりませんが、どんな感じで利用されていますか、特に食堂は。

**○町長（東 高士君）** 私が行ったときは、私は大体、今まで何十回行きましたかね、行きましたけども、たまたま運が悪くて食堂を開いていたのは1回だけでした。あとは全部閉まっていた。1回行ったときには、お客さんが満杯で食べれないんで、外にある、外にあるというのは失礼ですね、中に売っていましたが買って、それでしのぎました。そういう状況でした。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 10回行って結局、食堂に食べれなかったというのも、また知ってもらいたい。

先ほど、副町長が私のことを言われたので言いますけども、平日に150人、お盆なんか350人を4時間の間に来るんですね。そういう現状もあります。そこもやはり、理解というか、していただかないと、中で働く者は、ただ時間だけを言われると、なかなかきついものがあるのかなとっております。

以上です。

すみません。質問事項、今、1の途中なんですけど、ちょっと時間のほうが限られますので、質問事項2のほうに移らせていただきますね。大丈夫でしょうか。

これからの中学校のことについて、少し伺ってみたいと思います。もし時間がありましたら、先ほどのまた続きをやっていきたいなとっております。

これからの中学校で、公約どおりに新中学校建設、白紙になりました。今後の進め方を問うのですが、同僚議員と被りますので、そこをなるべく控えたい。どうしても被りますが、同じことであれば、同じように言っていていただいて構いませんので、よろしく願います。

まず、8月4日に行われた総合教育会議が開かれたようですね。山本地区のタウンミーティングで、会議録がすぐ配られた、資料として配付されました。その意図を伺いたいですね。

先ほど同僚議員の質問で、ホームページに公開するからいいのではないかと問われましたが、先のホームページを公開された後に、その資料が配付されたのかどうかを伺いたい。

**○町長（東 高士君）** これからの今後の進め方ですが、中学校。午前中にも言いましたように、まず統合を進めたいということで、統合の話を進めるために総合教育会議を行いました。

総合教育会議には、議題が3点ありました。

統合の是非、統合の時期、そして既存の施設のどちらを使うんだというのを協議をしようということで会議をしました。

第1点の統合の是非、これについては、全く私の考えたことと意に反する意見ばかり出ましたので、もうそれ以上、話が進められないなということで、話は終わりました。議長は私でございますので、そういう形にさせていただきました。

その後、議事録を教育課のほうでつくっていただきまして、教育課のほうで、教育長はじめ教育委員の方、私もですが、議事録の確認をして、そして署名をし、そして、それをまず、一番最初に、議員さんにお知らせするべきだなということだったので、議員のボックスに私が事務局まで持って行って配りました。

議事録は、公開するように法律で定まっておりますので、だから今度のタウンミーティング、時期来ておりましたので、それで皆さんにも配り、必要な人があれば、これは議事録ですよということで、みんなに載せてくれと、またホームページにも載せてくれということで私がお願いをしております。全て私の指示で動いております。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 総合教育会議の中で進めたい、統合を進めたいと、時期として、結局、会議議事録見ると、教育委員の方々は、統合はしなきゃいけないけども、あくまでそれは、中央というか、新中学校っていう話の中ではあったので、もう白紙になった。私たちも6月議会で白紙になったのは、もう統合はないという捉え方なんですね。そういう捉え方の中で進めているんですね。

町長は、それを公開したいという思いは、教育委員会では決まっていることを、こうやって皆さんの中で決まっていないうんですよというのを皆さんにお知らせしたかったという意図にとられるんですけど、間違っていたらごめんなさい。よろしく申し上げます。

**○町長（東 高士君）** 徳弘議員は、総合教育会議の根拠になる法律読まれていますか。その中で、議事録は公開するようになっていきますでしょ。だから公開しているわけです。私らが何回も言っていますが、私は最初から日本は法治国家だからだって言っていますよね。だから法律に基づいて、基本に基づいて私はやっていますということをずっと言っています。だから法律で公開するようになっていって、皆さんに公開している。ただそれだけです。

**○議員（徳弘 美津子君）** 分かりました。これからは様々な会議があつて、公開の原則で基づくものがあれば、タウンミーティングで資料として配っていくという捉え方でよろしいでしょうか。たまたまこれが総合教育会議があつたからということの捉え方で大丈夫ですか。

**○町長（東 高士君）** タウンミーティングがたまたまあつたからつけたっていうふうな捉え方ではなくて、公開資料になっておりますので、そういう機会がありましたら私は公開していきます。それはもう法律に決まっていることですから、これを隠す必要は何らありませんので。皆さん、教育委員の方も皆さん了承をもらっていますので、何ら問題ないと思うんですが。

**○議員（徳弘 美津子君）** 分かりました。これからは様々ないろんな公開の原則に基づくものがあれば、全てタウンミーティングで公開して行ってほしいなと思っております。

統合はしたいという町長の思いは分かります。私たちも現状、今の中学校の現状を見ると、やはり部活が成り立たないということで、前の町長のときにいろんな説明を聞きながら納得して、アンケートに基づくまで納得をしていったんですね。

今回、それが全くなくなったことで、今後、町長は皆さんと話を進めていくということで、どういうふうにやろうとしているのか。極端に言えば、もう町長の中で、唐中、国中、もうどっちかだよというのを決めていращやるのか、もしあればお知らせしていただきたいし、なければどうやってどちらかの中学校に絞っていくのかをお知らせ願いますか。もう時間がないとよく言われますよね。早くしなきゃいけないんだと。そこはいつまでも皆さん皆さんではなくって、どういう方法で唐中、国中って進めていくのかを伺いたいと思います。

**○町長（東 高士君）** 午前中にも言ったと思いますが、総合教育会議というのを開いて、その中で進めていきます。

中学校のその中身、いろんなことをやるのは、これは教育委員会の仕事です。私はそれに予算をつけていくという状況でございますので、その中で、いろいろお諮りをして、なるべく統合はもう平成26年ぐらいから協議されてきた、小中学校の統合というのはそれからずっと話できておりますので、統合については、何ら問題ないと思っておりますので、その中で統合をする、そして時期はいつにする、そして既存の施設とはどちらを使うんだと。それを使うためのいろんな答え出てきます。だから、そういうものを全部、私のほうに上げていただいて、それを予算づけをするというような仕組みで動いていくんじゃないかなと私は、思っております。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 分かりました。これからの中学校の進め方は、総合教育会議の中で進めていく。その中で統合を進め、中学校はどこにするかを教育委員の皆さんと話し合つて決めていくという認識でよろしいんですね。

**○町長（東 高士君）** そのとおりであります。

**○議員（徳弘 美津子君）** では、町長のどちらかがいいという思いは、その中には入ら

ないという理解でよろしいんですか。

**○町長（東 高士君）** それは総合教育会議の中で、教育委員と協議をしながら決めることです。私の思いで云々ということは、今の時点では何もありません。どちらを使うかというのは、その総合教育会議で決めていきます。

**○議員（徳弘 美津子君）** 分かりました。今後の進め方としては、そういう捉え方でいくということで、私たち議会も確認をしていきたいと思います。

前町政の中で、新しい中学校を決めるときの経緯の中でいろいろ言われましたね。私たち議会が決めていたのは、何も総合経営会議の中とか、町長とか、当時の副町長が2人で決めたことだからそうなったというわけではないですね。

私たちは、まずこうしたいという旗印を当時の執行部がしたわけです。その中でアンケートを取りますと。当事者である保護者関係と住民500人のピックアップでアンケートを取ったと。議会にもアンケートを出す前に、ちゃんと出していただいて、こういうことをしたいんだと。そのときの議員さんが、まず最初に、場所はどこがいいですかというので、最初に新中学校、新しい文化公園の中でしたいというのを1番目に挙げて、2番目に唐中、国中って指定したくないというのがあったときに、1番最初にそれを持っていくと、アンケートだから必ずつけるよねということで、1番最後に唐中、国中と新しい中学校、どちらでもないという形で確認をして、そこでアンケートを取って、68%の方々が新しい中学校って言われた。唐中は18%、国中が10%だったと思うんですけど、その数字を私たちは、住民の当事者の人たちのアンケート結果によって、私たちは、では中央だよねっていうことで、私たち、議会も賛成をしていったんですね。何も町長が言ったからうんうんではなくって、きちんとそのプロセスを隔てながら、ちゃんと住民の声を聞くアンケートを聞きながらだった結果の中で、中央ってなったわけですね。

もちろんそのほかにもいろいろありますよ。まちづくりの川南の今後の未来であるとか、いろんなことを踏まえて、文化施設の使い方、スポーツ施設の使うこと、いろんなことを踏まえて、結果、あそこっていう、ちゃんとプロセスがあるんです。それを今の話でいくと、総合教育会議だけで、じゃあ、唐中ってなったら、唐中って決めていくという捉え方になりますけども、いかがでしょうか。

**○町長（東 高士君）** 総合教育会議っていうのは、それだけの法律的に位置を占める会議なんです。それだけ重い会議なんですよ。法律で定まっておりますし。だから、その中で協議をして、首長と教育長、それと教育委員4名の方、6人でそういう話を決める。また必要に応じて関係者、もしくは学術経験者とか、そういう方たちを証人として呼んで意見を聞く。そういうような会議です。それはもう法律でちゃんと定まっていますので、私が云々言う問題じゃないと思います。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 分かりました。新しい中学校、どうなるか分からない、住民の

声は反映をしないという考え方でよろしいですね。最後の確認、住民は、そこにいないんですね。新中学校をどうするかという答え、やりたいということのは、住民はいない。

**○町長（東 高士君）** それは前の、要するに廃止になったとき、新築をするためのそのアンケートですよね。だから、それはもう議会で廃止になっておりますので、その意見は一応、白紙に戻ったというふうに私は認識しております。

必要であれば、総合教育会議でまたアンケートが必要だというのであれば、そこでまた用意をして、そして決めていく。そういう形で会議は進めていこうというふうに考えております。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 総合教育会議の中でアンケートを取ってみようとなれば取るということの捉え方でいいんですか。

**○町長（東 高士君）** 例えばの話です。今、私言いました。アンケートの必要があるというふうに、その会議の中で出れば、アンケートを取ることもあるでしょうということです。

**○議員（徳弘 美津子君）** 分かりました。非常に重い重い教育会議が開かれるんではないかと。

最後に、最後じゃないですけど、統廃合、結局、廃止条例を出すときは、議会は3分の2の議決が必要ですけども、御理解されていますか。

**○町長（東 高士君）** それは十分に承知しております。3分の2の議員の皆さんの賛同を得て、新しい中学校を建設をしたいと、進めたいというふうに思っております。

**○議員（徳弘 美津子君）** 新中学校を建設じゃなくて、新しい川南中学校はどうあるかのことですね。分かりました。

では次に移ります。

町営プールにいきます。

防災無線で町営プールについて、再開に向けて調査と言われましたが、今後の方針を伺います。

令和4年3月の議会で廃止した町営プールは、老朽化と水質のことで条例廃止になりました。今回、提案理由を伺いたい。

今回、私が通告書を出す後に予算を見たので、予算に設計費が1500万円上がっていたので、今回、どんなものかなあとって確認しましたところ、別にこちらで予算を含めたことを質問しても構わないということと言われましたので、質問を進めさせていただきます。

まず、コロナ前の利用状況を教えていただきたいですね。いわゆる、夏休みの40日、50日間の中の利用状況を、もし教育課がお知りであればよろしくお願ひします。

**○教育課長（三好 益夫君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

プールの利用状況ですけど、現在、平成29年、平成30年、令和元年の3か年のデータのほうがあります。

まず、平成29年ですけど、こちらのほうが4,197人の御利用がっております。こちらのほうは延べ人数になっております。続きまして、平成30年3,392人。続きまして、令和元年、こちらのほうが2,227人になっております。

それぞれの年で、プールを開けている日数というのは変わってくるんですけど、ちょっと途中でプール休んでいる日もあるのかもしれないんですけど、平成29年が7月14日から8月31日まで、平成30年が7月20日から8月31日まで、令和元年が7月23日から8月30日までっていうことで開けております。

こちらを単純に、日にちで割ったときに、1日当たりで出したときに平成29年が86人、1日当たり。それから平成30年が79人、それから令和元年が56人という結果になっております。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** ありがとうございます。どんどんやっぱり減っていったというのは、多分、古さもなって減ったというもあると思うんですね。これ結局、延べなので、多分、午前と午後で分かれると思うので、多分、午前が何人、午後が何人ってなったら単純に午前が40人とかの世界で、令和元年にしては56人なので、20人、30人の世界のプールだと思うんですね。

令和4年3月に川南町公共施設等総合管理計画改定版での第1章、計画策定の背景と目的でも、人口構成の変化などに伴い、公共施設などの利用需要が変化することが予想されるとあります。

実際、町営プールは、その前でも先ほどのようにプール利用は少なく、子供の利用も限られていると伺いました。

また、監視員の不足に加え、50メートルものプールにおいて、万が一のリスクを公的機関が犯して、夏場の約40日のために、億以上かかるかもしれない。また、教育長も、タウンミーティングにおいても、教育委員会で水質を調べたら水質が担保できない。さらに深く掘ることは岩盤が硬くて難しいと言われました。

これらのことを基づいてやろうとすること。よもや、前議会で同僚議員がプールの再開を言われたけども、どういうふうに町民の声があったのかなあというのを伺いたいですね。だから、なぜプールを再開する方向になったのか。子供たちが使えないと言われましたが、子供たちの声があったんでしょうか。誰かが聞き回って、みんなほしいからつくろうでは、行政の施策としてはあり得ないと思うんです。

では、先ほど申し上げた総合計画管理の中でも、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画で行うことで、財政負担の軽減、平準化を図り、公共施設などの最適化配置を実現する必要があるとあります。

私たちは条例を廃止した経緯があります。条例を廃止した施設を新たに復活する場合は、情勢であるとか、ランニングコストであるとか、代替施設の考慮はなかったのでしょうか。

よもや、ほんの一握りの町民の要望で、億以上もかかるかもしれないプールを再開しようとしていないのでしょうか。

この今回、補正予算でも1,500万の設計が上がっていますが、相当な調査をして予算を上げるべきではなかったかと思えますけど、いかがでしょうか。

**○副町長（河野 秀二君）** 私も含めてですけど、幼いときに、夏、水遊びをする楽しみというのは、川、それから、それに類するところで、海がありますね。非常に楽しく思ってよく遊んでいました。

ところが今の環境の中では、プール、よほど、河川の水質のいいところでないと、子供たちが水遊びできないわけですね。

今年、学校のプールは使えませんでしたので、そういった子供の要望、親からの声というのは、私たちは聞こえてきましたけど、ただ、その人数はと聞かれましてもお答えにくいというか。

将来ともプールが要らないという根拠とはないと思うんですね。言い換えれば、先の新中学校建設の中でプールを屋内につくるという案を出されたじゃないですか。当然それも経費がかかるわけですよ。では、今の徳弘議員の質問は矛盾するわけじゃないですか。場所が変わるだけで。それは、私はおかしいと思います。今度、前の廃止になった計画でプールがなければいいですよ。プールがちゃんとあったじゃないですか。屋内につくるとか、屋上につくるとか。そこは、私は矛盾していると思いますので、今の徳弘議員の質問にはお答えするのはできないかなと思いますね。

ただし、そういう声があるというのは事実ですので、お分かりください。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** すいません、私の記憶違いなのでしょうね。新中学校にどういうプールをつくるかっていうのは、私たちの中で、別に議会で決まったわけでもないし、全然その中は担保されていないわけです。

今は、町営プールのことを言っていて、先ほど小学校のプールが使えないというのは、私が聞き及んでいるのでは、小学校、川小ですね。川小は、プールの監視員、保護者が監視するので監視員がいないから、プールを再開しないというのもあって、それを受けて、町営プールをやろうというのがあるかもしれませんが、だからこそ廃止をした経緯の中で慎重に、例えばコストですね、もう水道水を使わないと水がとてもじゃないけど使えないということで、聞けば、1回の水の入替えで30万かかると言われますね。50人のために30万を使うのが本当にいいのかと思って、私に言わせれば、代替えとして、中学校のプールがあるじゃないですかと言いたいんですね。唐中、国中のプールを、もちろんそれは、教育課を通して、行政側がお願いして、1つのプールではなくて2つのプールが使えるという代替え、代案をすることも私は必要ではないかなと思うんですね。使えない、使えないでなくて、そこにある程度の監視員を、町の費用を使ってやってもいいのかと思うんですけども、いかがでしょう

か。そういう考えはなかったですか。

**○教育長（坂本 幹夫君）** 学校のプールにつきましては、川南小以外の小学校はPTAが学校長に申し出て、そして使っていました。

ところが、コロナ禍の中で、プールがなかなか使えず、今年は使えるのかなと思って、各学校の校長にPTAからの要望はありますかという話を聞いたんですけれども、ありませんということで、今年は、どの学校も学校のプールを利用できていませんけれども、1つには、私も川小におりましたので、なかなか監視の問題と責任の問題、これが強うございました。ですので、そこら辺りもあるのかなっていうことも考えておりますけれども、具体的に、なぜ小学校のプールを使わないのか。中学校のプールは、元々あまり利用がなかったもので、小学校のプールあるいは河川プールですね、そちらのほうは、今年も利用されているようです。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** あるわけですよ、結局いろいろやろうと思ったら、それをやっぱり今回、条例廃止してまでになったプールを、結局、また条例をつくり直すのかもしれないけども、もっと計画的に計画してほしいと。何億かかろうとやろうとしているのか、最後に伺います。

1500万ですけども、あのプールが何億かかってもやろうと思うんですか。それも調査をして、様々ないろんな調査を見て、計画をするという形で。提案の理由の中にそれがありましたので。いろんな調査をして、必要であれば設計を回すという順番がありましたので、そこ辺りをどうすればやろうと。設計を出すということは、GOサインですわ、にするのか、最後に伺います。

**○建設課長（黒木 誠一君）** 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

今回の9月補正予算では、プール改修計画、実施設計計画の予算を計上しておりますが、改修計画の中で改修規模や改修工法の提案、ランニングコストの算定を行い、再開の是非を判断後、再開が決定すれば、実施計画を行う予定です。

設計は、改修計画時に再利用するプールの規模やランニングコスト等を検討することも含めて発注しますので、改修計画完了時に再検討いたします。

以上です。

**○議長（河野 浩一君）** 傍聴人に申し上げます。

川南町議会傍聴規則第8条の規定により、議場内での帽子の着用は、御遠慮願います。ありがとうございます。

次に、小嶋貴子君に発言を許します。

**○議員（小嶋 貴子君）** こんにちは。公明党の小嶋貴子です。

通告に従い、質問を行います。

川南湿原の整備について伺います。

前回の議会で、東町長から、湿原は大事な貴重なものである。子供たちの未来のためにち



ちゃんと残していかなければならない。何が必要か専門家に聞いて、ちゃんと保全していかないといけないとの答弁を頂きました。

今回、湿原のトンボ観察会が台風の影響で中止となり、とても残念なことでしたが、また湿原に親しめるほかの機会をつくれたらよいと思っています。

湿原整備について3つの質問をします。

この湿原は、御存じのように、大変貴重な植物、昆虫類が存在しますが、マニアにとっては欲しくてたまらないものらしく、盗掘が絶えません。そのため、カメラを設置していますが、壊れているものもあります。

また、植物の枝葉が伸び、映らなくなっているカメラもあります。この盗掘予防のために、カメラの修理、移動、また360度撮影できる新しいカメラの追加設置をしたほうがよいと考えますが、町長はどのように考えますか。あとは質問席で伺います。

**○町長（東 高士君）** 小嶋議員にお答えをいたします。

本町には、宗麟原供養塔、川南古墳群の国指定の史跡が2つあります。それと今、おっしゃいました川南湿原、これは国指定の天然記念物という指定を受けております。

この件につきましては、前回の議会でも言いましたように、非常に貴重なものでもありますので、後世にちゃんと残していけないといけない管理が必要だということで行っているところでございます。

最後の管理につきましては、教育長のほうに述べさせていただきます。

**○教育長（坂本 幹夫君）** 小嶋議員の御質問にお答えします。

川南湿原の維持管理についての御質問でしたが、これにつきましては、湿原を守る会の方に本当に御尽力を頂きまして、適切に管理を行っていただいております。

また、貴重な動植物の保護も行っております。

それから、さらに湿原の専門家で構成されている湿原保護委員会、もうすぐ開催するんですけども、この方々から専門的な御意見を頂きまして、湿原の保全に生かしております。

今後も必要な施設整備を行いながら、先ほど町長も言われましたように、貴重な動植物の保護に努めていきたいと思っております。

防犯カメラ等、具体的なことについては、教育課長に答弁させます。

**○教育課長（三好 益夫君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

湿原に設置してある防犯カメラの件ですけど、こちらのほう、御指摘があったとおり、故障しているものがあります。

こちらに関しましては、今回、修繕の費用を補正予算にて計上しております。これ以外にも案内看板、こちらも見えなくなっておりますので、同様にということで、予算計上させていただきます。

それから360度全体を見渡せるカメラの導入について。

こちらに関しましては、湿原を守る会へ相談して、設置場所や効果などの検証を行ってい

きたいとうふうを考えております。必要であれば、予算を計上して設置のほうをしていきたいと思っております。

これ以外にも必要な部分があれば、メンテナンス等を積極的に行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議員（小嶋 貴子君）** ありがとうございます。湿原は、実に繊細な環境なので、ほんの少しの変化でも影響されますので、湿原に詳しい管理者、守る会の方々の指導の下に設置していただけるものと思っております。

また、湿原の歩道ですが、どうしても湿気が強いので、木製の渡り橋は腐食します。先日、柱など幾つか直していただきましたが、床板なども何箇所か腐っています。

見学会、観察会など、人が歩く際に非常に危険なので、修理すべきではないかと思っておりますが、いつ、どのように修理していただけるかお答えください。

**○教育課長（三好 益夫君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどお話いただいたように、遊歩道のほうは、今年度、補修工事を実施いたしました。ただ、まだ不備があるということですので、再度、点検を行った上で、必要な修繕の費用ついでこのを計上して修繕をしていきたいというふうに考えています。

いつやるのかというお話なんですけど、できますれば、来年の開園前に修繕をしないと、来年春、開園したときに間に合いませんので、できるだけ来年、開園に間に合うようにということで、手配をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

**○議員（小嶋 貴子君）** ありがとうございます。よろしく申し上げます。

この湿原は、国指定の記念物となっています。東京農大や愛知教育大など、5年、10年、長期にわたり継続して、水質や光、地下の環境を調べています。

この湿原の貴重さをまずは、町の職員が認識し、その保全に配慮し、町民にもそれを語っていくべきと考えますが、町長はどのように思われますか。

**○町長（東 高士君）** 小嶋議員にお答えいたします。

各学校におきましても、湿原の見学等をやっております。

また、公民館におかれましても、歩こう会も兼ねて、要するに、ウォーキングと兼ねて見学をする、そのような機会を見つけてやっておられますので、非常に喜ばしい限りかなというふうに思います。もっともこのすばらしい湿原を、町民の方にもっとPRしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議員（小嶋 貴子君）** ぜひよろしく申し上げます。この湿原を守り、未来に継承し、理解を深めるため、先ほど言われたように、川南町の小中学生全員にこの湿原を見学、観察する機会を定期的に計画していただくよう、町長、教育長に要望し、この湿原についての質問

を終わります。

次に、子宮頸がん予防に向けた取組について伺います。

8月2日に、宮崎女性議員ブーゲンビリアの会の研修会がありました。宮崎看護大学の教授で、宮崎県産婦人科医科医の会長、川越靖之先生の講演を聞きました。

子宮頸がんは、子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんです。日本では毎年、約1万1,000人の女性が子宮頸がんにかかり、約2,900人の女性が子宮頸がんで亡くなっています。

また、若い年齢層で発症する割合が比較的高いがんです。患者さんは、20代から増え始め、30代までに、がんの治療で子宮を失ってしまう、妊娠できなくなってしまう女性が年間に約1,000人います。

日本では、25歳から40歳の女性のがんによる死亡の第2位は子宮頸がんによるものです。2023年6月に、国立がん研究センターは、ヒトパピローマウイルスHPVが引き起こす子宮頸がんの現状をまとめた報告書を発表しました。

1990年前後には、イギリスやオーストラリア、アメリカよりも低かった日本の死亡率が現在は上回っています。罹患率も増加傾向で、特に20代から40代の若年層が増えていると分析されています。

宮崎県においては、罹患率が全国トップになっています。同センターの片野田耕太データサイエンス研究部長は、子宮頸がんはワクチンと検診によって予防できる積極的干渉の中止で、接種を逃してしまった世代への対応が急務と呼びかけています。

令和4年度にHPVワクチンの積極的干渉が再開され、キャッチアップ接種が開始されました。

キャッチアップ接種対象世代は、ワクチン接種率が非常に低く、将来の子宮頸がん、罹患率を減らすためには、接種を進める必要があります。

キャッチアップ接種期間は、令和6年度末、令和7年3月31日までです。期間内に3回接種を完了するためには、令和6年9月までには1回目の接種を開始する必要があります。

そこで、来年度に接種期限を迎える接種対象者の状況について伺います。

令和4年度及び直近までのキャッチアップ接種対象者の人数と接種した人数を伺います。

**○町民健康課長（谷 講平君）** 小嶋議員の御質問にお答えいたします。

令和4年及び直近までのキャッチアップ接種対象者は何人ですかと。また接種人数は何人ですかという御質問にお答えいたします。

令和4年度キャッチアップ接種対象者は625人です。

また、令和5年度のキャッチアップ接種対象者は789人であります。

また、接種人数は、令和4年度が接種者18人、令和5年度が接種者58人でございます。

以上でございます。

**○議長（河野 浩一君）** しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後 1 時59分休憩

午後 2 時09分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員（小嶋 貴子君） キャッチアップ対象者の人数と接種した人数、令和4年度が625人中18人、令和5年度が789人中58人ですね。キャッチアップ接種対象者の少し上の世代である1995年（平成7年度）生まれから1998年（平成10年度）生まれの世代が接種率70%以上であったことを考えると、現在の接種率は相当低いと感じられます。接種率の伸び悩みは何が原因と考えられますか。

○町民健康課長（谷 講平君） 小嶋議員の御質問にお答えいたします。

まず、国の9年間に及ぶワクチン接種の差し控えに伴いまして、キャッチアップ対象者というのが生まれております。私たち町といたしましても広報、個別に通知等は行っておりますが、まだまだ意識が足りないという部分もあるとは思っていますので、今後も引き続き、個別に接種対象者にはワクチン接種を促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（小嶋 貴子君） 令和6年度対象の最終期限を迎える高校1年及びキャッチアップ接種対象の高校2年生から27歳相当の未接種者全員に対し、最終期限のお知らせ通知を送るべきと考えます。国は積極的勧奨差し控えの期間に十分検討した結果、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るとして、積極的勧奨を再開しました。しかし、接種率を見る限り、対象者には十分伝わっていないと感じます。最終期限をお知らせする個別通知を実施するとともに、それ以外にもあらゆる手段で対象者の不安を払拭する啓発をキャッチアップ期間内に行うべきと考えます。

ただ、ワクチン接種をするかしないかは、当然、本人また保護者が決めることです。決して強制されるものではありません。

その上で、郵送以外に、町としては、接種率を上げるためにどのような周知・啓発を行うか、お聞きします。

○町民健康課長（谷 講平君） 小嶋議員の御質問にお答えいたします。

ワクチンの有効性・安全性についての情報提供を行いまして、公費で接種できる期間が令和7年3月までという内容等を記載しまして、接種対象者全員に個別送付を行います。また、お知らせかわみなみやホームページ等で対象者に幅広く周知を図りたいと考えております。

以上です。

○議員（小嶋 貴子君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

キャッチアップ接種対象者は、過剰な報道とそれによる政策の決定により、接種最適年齢に接種を進められなかった被害者でもあります。生命や人生に大きな影響を及ぼす疾患であ

り、後悔を防ぐためにも、何度でも周知する必要があります。このウイルスは、子宮頸がんばかりでなく、中咽頭がん、膣がん、外陰がん、肛門がんなども引き起こすことが分かっています。女性だけでなく男性もこのウイルスにより、中咽頭がん、陰茎がん、肛門がんの発症の原因になっています。

既に、男子への無料接種を7つの市町村では始めています。子宮頸がん患者さんの井出智さんは、30代半ば子宮頸がんと診断され、転移が見つかり、余命3か月の宣告をされました。今年4月19日に亡くなる直前まで啓発活動を行いました。

患者さんの一人、アベリエさんは、「子宮頸がんはワクチンで予防できる病気です。知らないまま予防できるがんに苦しむことになる人が一人でも減ってほしいと願っている。子宮頸がんというものを正しく伝えて、ワクチンのきちんとした情報を知ってほしい。予防できていたら、早期発見できていたらという思いはずっとあります」と語っています。

もう一度言いますが、子宮頸がんはワクチンと検診で予防できるがんです。定期接種実施要項において、未接種者に対しては再勧奨を行うこととされています。予防接種法第8条には、「市町村長は、定期の予防接種であってA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種の対象者に対し、これらの予防接種を受けることを勧奨するもの」とあります。予防接種のあることを知らないまま罹患した場合、市町村の首長を訴えることもできると聞きました。

子宮頸がん撲滅に向けて進むためには、この1年の取組みが大変重要です。キャッチアップ接種期間内にしっかりと理解と接種が進むよう、あらゆる啓発を集中して行っていただきますよう要望しまして、この質問を終わります。

次は、買物困難者についての質問でしたが、先に新中学校統合整備基本計画廃案に伴う損害賠償について質問します。

町長にお聞きします。新中学校の白紙撤回で設計事務所から損害賠償を請求されることは、あらかじめ認知、理解、承知されておりましたか、お尋ねします。

**○町長（東 高士君）** 当然のこと、途中でやめるんですから、そういうのは承知しておりました。

ただ、それに伴う費用、莫大な金額を使用いたしますので、それから考えれば安いものだなというふうに思っておりました。

以上です。

**○議員（小嶋 貴子君）** 今回請求された4291万9927円という金額は、主婦の目線から見ると非常に高い金額です。町長は、町民に対してこの無駄な出費の責任をどのように考えられていますか。

**○町長（東 高士君）** 今の質問ですが、設計費が7590万円ですかね。それを先に払っているんです。それを返してもらって、そこから違約金として、今、小嶋議員が言われました金額をお支払いをするというような状況です。だから、7590万円は町のほうに返ってきたという御理解はされておられますでしょうか。

また、これから、それは計画のあれですけども、また実施計画とか、それが入ってきますと、また、それにどんどん費用がかかりますので、私は今回の場合はよかったなと思っております。

**○議員（小嶋 貴子君）** 私は、新中学校を廃案にせず、3年後には開校してほしかったと今でも思っています。新中学校の廃案は時代に逆行しているように思います。確かにお金はかかります。でも、岸田首相は異次元の少子化対策を掲げています。急速な人口減少により国を衰退させないために、次々と新しい政策を実行しています。21世紀は子供真ん中、子供中心で進めるべきだと思います。結果的に、子供を中心にすることで、高齢者をはじめ、全世代も守られていきます。

廃案になった新中学校建設案は、7年以上もかけて作り上げられたものでした。それに携わった教育長、職員の皆さん、関係者の皆さんの努力と労力は並々ならぬものだったと思います。そして、廃案が決まったときのその方々の無念さを察すると、私も胸を締めつけられる思いがします。また、3年後の開校を楽しみにしていた子供たち、保護者の気持ちを思うと切なく、やはり胸が苦しくなります。

町長、もう決まったことじゃないかと一蹴せず、廃案によって肩を落したり、希望を失った人々の気持ちにも耳を傾けてください。作り上げたアイデアや構想のうち、使えるものは使うという、広い心と懐の深さを持ってほしいと願います。

経営の神様と言われた、私の大好きな松下幸之助さんの言葉にこうあります。

対立大いに結構。正反対大いに結構ではないか。対立あればこそ深みである。妙味である。だから、排することに心を労するよりも、これをいかに受け入れ、これといかに調和するかに、心を労したい。

私は、廃案となった新中学校統合整備基本計画をたたき台にして、よいところは積極的に評価し、活用すべきだと思います。新中学校建設案のいいところは、国のコンパクトシティ構想にのっとり計画され、これにより国の補助金が出る予定でした。既存の中学校に統合しても補助金は出ません。魅力的な学校をつくることで、子育て世代の町外への流出を防ぎ、移住者の促進にも効果が考えられます。

町の中心に中学校を建てることにより、唐瀬原中学校校区の人にも、国光原中学校校区の人にも不公平感がなくなります。唐瀬原に統合もしくは国光原に統合するなら、統合には反対というアンケート結果から、新中学校を町の中心に建設予定でした。

高齢者や幼児、町に来る人々との交流も生まれ、町が活性化します。生徒が図書館やサンA文化ホール、町の総合運動公園を利用しやすい点、福祉センターや役場が近くにあり、社会、町に対して関心を持ち、視野を広げることができます。ここ町議会の議場も見学、また、議会を学習の一環として傍聴することもできます。校舎が多様性を重視する設計であり、バリアフリーを取り入れている、障害を持った子供たちも喜んで楽しく学校生活を送ることができます。ICT、情報通信技術を取り入れた最新の教育環境が整う、地域の防災拠点、ま

た避難場所としての役割もありました。令和の時代に合う明るくて清新なデザインで、生徒も誇りを持ち、学校や町を好きになってくれると思うのです。

この新中学校の計画は、7年以上の時間をかけたものでした。これは、本年6月の議会の議事録のコピーです。内藤議員の質問です。「白紙に戻すと表明しておられます。新中学校建設は既存施設を活用することで進めるとのことですが、私の理解はですね」という内藤議員の言葉に対して東町長は、「白紙に戻します。私が申している白紙というのは、全てが、要するに既存中学校を使うということではなくて、全ての既存中学校を使うか、それとも使わないかというのまで含めて議論を重ねていきたい。意見を一つ一つ積み重ねてやっていきたい」とおっしゃっています。

また、内藤議員がいろいろな町民の意見を紹介し、その後、次のように言われました。「そのようなことから、中学校再編問題は、町民全体の多くの意見を取りまとめ、議論を深めて、よりよいものをつくり、100年先の川南ビジョンを示していきませんか、町長に伺います」という言葉に、町長は「全く同感でございます」とおっしゃっています。

つまり、中学校の統合に関しては、唐瀬原中、国光原中、いずれかに統合するか、新たな中学校を建設するか、議論を、意見を一つ一つ積み重ねてやっていきたいとおっしゃっています。

先ほど、中村議員の質問に対して、統合を急ぎたいと言われましたが、最初に言われた白紙撤回とは、意味が違うのではないのでしょうか。本当に拙速また独断に走らず、議論、意見を一つ一つ丁寧に積み重ねて行ってほしいと思います。4000万円を超える多額の町民の血税を無駄にするのですから、十分に納得のいく対話、話し合いをするべきだと思います。

前議会でも言いましたが、建設は死闘、破壊は一瞬です。造り上げるには多大な労力が必要です。福祉館「こどもん」の発案、運営はすばらしい、よく利用していると町外の友人が言っていました。また、コロナワクチン接種を受けた際、受付待機場所から終了するまでスムーズに終わることができたことを見ても、この町のスタッフの優秀さ、能力の高さ、誠実な仕事ぶりに職員の質の高さを感じました。川南役場にはすばらしい職員方がいます。教育委員会が最善最良と思い進めてきた新中学校建設案が廃案になり、4291万9927円もの無駄な出費をするのです。廃案となった今回の中学校建設案を上回る20年後、30年後を見据えた町を発展させる構想を提示してください。

松下幸之助さんは、上に立つリーダーに対し、こうも言っています。「それは私の責任ですということが言い切れてこそ責任者たり得る。」

町長、副町長は就任されて4か月ですが、私が全て責任を持つ、私が川南町民を守る、そういう気概を持って町民に温かい慈愛を持ちながらの町政をお願いして、この質問を終わります。

最後に、買物困難者について伺います。

川南町も高齢化が進み、特に山間部では買物困難者が増えているように思います。トロン

トロンバス、また、オンデマンド運行をしていますが、利用状況はどのようになっていますか、教えてください。

**○町長（東 高士君）** 小嶋議員に申し上げます。

中学校のことをいろいろと言われましたが、さきの議会でもう議決をしておりますので、廃止は。また、蒸し返すような言い方はいかなものかなと思います。それは、児玉議員がしょっちゅう議会制民主主義の基本だというふうに言うておられますけど、私もそのとおりだと思いますので、議決が終わる前だったら、幾らでも協議してもらって結構なんですけど、もう議決が終わった後について、そのことについてぶり返すのはもうやめていただきたいというふうに思います。

問題の質問の趣旨に返ります。今、高齢者、買物困難者の対応についてということで御質問がございました。今、「けいすけ」がございますね。「けいすけ」のところに「とくし丸」という軽トラを、荷台を利用した訪問販売の車があります。それが、高齢者の見守りと併せて、食料品の買物支援等をやっております。令和4年末で90か所の御自宅を巡回しておるといふふうに聞いており、利用登録者は147名という状況であります。

また、一時期、社会福祉協議会が主になりまして、買物送迎サービスという事業もやったことがございます。これは、あまり利用者が少なかったというふうに聞いております。詳しいことは分かりませんが、そういうようなことをやっております。

これが関連して、乗り合いタクシーの導入はどうだろうかという話に最終的になってくるんじゃないかと思います。これを先に申し上げますと、乗り合いタクシーを導入するためには、川南町の地域公共交通会議という機関がございまして、これには、登録している宮崎交通バスの関連、また、タクシーの関連、そういうのが全部入っております。それで、町の有力な方が入って会議をやります。議長は、副町長が議長でやっております。それに諮って、こういう乗り合いタクシーの導入をも検討をしていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

ほかの市町村の状況確認をして、安価で、せいぜい200円か300円ぐらいで乗れる。ただし、日にちを指定をして、そして、行く場所も大体指定をして、そういう形でほかの利用がないような形で、そのオーバーした金については、行政のほうで負担をしていくとか、町のほうが負担をしていくとか、そういうようなシステムも必要かなというふうに思っております。

以上です。

**○議員（小嶋 貴子君）** 分かりました。町民が安心して暮らしていける環境を整えられるよう努力、工夫をしていくことを要望し、この買物困難者の質問は終わります。

先ほど、白紙に戻しています、決まったことだからと言われました。白紙に戻したのは了解しています。今回の中学校の問題は全て白紙に戻ったというのは了解しています。

ただ、町長も言われましたが、今回、統合に向けていろんな話合いをしていく中で、今まで築き上げてきたものの中でいいものは利用し、また、いい案とかは取り上げて、それも取



り入れていただきたいということを申し上げたかったんです。ぜひ、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、質問の全てを終わります。

**○議長（河野 浩一君）** 次に、児玉助壽君に発言を許します。

**○議員（児玉 助壽君）** まず最初に、令和5年度第2回（7月）川南町議会臨時会、第5号専決処分報告について伺います。

原案は、前執行機関時代の不祥事を、現町長が決裁、専決処分したものでありますが、本事件は、町行政が、毎月、毎年、習慣的に期限内に納付完了していた国税通則法第67条で定めた源泉所得徴収税の納付義務を怠り、法第67条の法定期限から2日遅れて納付した重大な違法行為に科された過料の専決処分の報告であります。

詳しくは、遅れて納付した源泉徴収税174万円の5%、8万7000円を、一般納税者には滞納延滞金に当たる過料、不納付加算税を原因者に代わり、公的機関では禁止されている町予算で、法210条、予算公開の原則に逸脱し、秘密裏に立替え補填したもので、一般的に町村長が専決処分した場合は、次の会議において予算を公開、報告し、議会の議決承認を求めなければならないと法179条3項で定めています。

しかし、本専決処分はそれを省き、議会が委任する法180条で処分しているもので、私の記憶では、国税違法違反を軽易な事件として、議会が本事件を、法180条の専決処分を委任した覚えはありません。

町長の権限、法149条を過信した議会の職務権限を侵害した公金を私物化濫費する専決処分と思います。法的に問題はないのか、町長及び監査委員の見解を求めるものであります。

次に、中学校統合整備基本計画廃止について伺います。

さきの6月議会において、私は米百俵の逸話をもち出し、今の米百俵を将来、千俵、万俵の名をなす人材を育てるためには、歳費を惜しまず投資すべきであり、新中学校建設推進にかじを取り直すべきと要望しましたが、町長はそれに対し、「米百俵はすばらしい。一番大事である今生きている人間は、次の人につなげていかなければならない。人材を育成することは非常に大事なことだ」と私の質問に同調され、「条例の議案が生きている。だから、今回それを廃案にするために提案した。149条に、私にはその権限がある」と、あたかも前執行機関以上の代替案があるがごとく大言壮語されたのでありますが、さぞや立派な代替案があるものと期待していましたが、具体的な青写真、工程表も提示されていませんが、統合は待ったなしであることは、町長は同僚議員の答弁でしていましたが、スピード感がなく、青写真を描く能力はないと思われませんが、改めて廃止、新中学校建設計画を進めるべきではないのか、町長の見解を伺います。

最後に、輸入飼料高騰対策について伺います。

近年、ロシアのウクライナ侵攻に伴う輸入飼料高により、畜産の町を自認する本町畜産農家において、苦しい経営状況下にあることは察してあまりあるところであります。

所管する私たち文教産業常任委員会においても、座しているだけでは解決しないので、担当課と協力し、その解決策を模索しているところでもあります。幸いにも本町は、耕作面積の広さは県内一、二を争っており、利用状況の現地調査を行ったところでもあります。

ところが、耕作放棄農地や遊休農地において、巨大な外来雑草が生い茂る、病害虫の繁殖が危惧されました。これらを活用し、飼料作物を生産すれば、畜産農家の経営コストの削減の一助になるのではと、素人の浅はかな考えで思いついたのでありますが、輸入飼料に頼らない耕種農家共同での自給飼料作物の生産対策も必要ではないのか、町長の見解を伺いたい。

**○町長（東 高士君）** 児玉議員に申し上げます。

地方自治法210条というふうにおっしゃいました。210条というのは、会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれ、歳入歳出予算に編入しなければならないというふうに書いてございまして、総計予算主義の原則というふうに地方自治法に述べられております。

今回専決処分した内容につきましては、これは損害賠償という項目の中に入って、その中から支払ったものでありまして、全然、この210条に逸脱するものではございません。詳しいことは、監査委員のほうに聞いていただければよろしいかと思えます。

以上です。

**○代表監査委員（永友 靖君）** 損害賠償金の支出に係る財務に関する事務の執行については、地方自治法第210条に基づき、歳入歳出予算に編入されているため問題ないというふうに考えております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** もう肝心な答弁が抜かされましたが、今回の専決処分は法181項に基づき提案されたようではありますが、議会の委任ですがね。これは、議会の委任が必要であるのに、議会がこれを、いつ軽易な事件として委任したのかを伺います。

**○町長（東 高士君）** 専決処分には、地方自治法の179条と、それと180条、2通りあるのは御存じだと思います。179条は、議会において承認を得なければなりません。180条は、報告で済みます。今回は、金額がたしか7万8000円だったと思いますが、そういう金額で、それが低いんで、その180条に該当する。それで報告したわけです。

そのときに、私もこういう不祥事ですから謝りました。その報告をした総務課長も一緒に謝りました。これはもう、7月の臨時会で終わっていると私は思ったのですが、何で、またこう蒸し返すようなことをされるのか、非常にちょっと疑問にも感じます。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 終わったとん質問するかっていうけんどん、議会が委任していないからですよ、この180条で専決処分することを。議会が委任しましたか、専決処分を。

**○町長（東 高士君）** 180条の専決処分は、令和2年の3月19日の議員発議第3号で定まっております。その中で、地方自治法の243条の2の2第4項の規定に該当する事件で、1件の金額が100万円以下のものの損害賠償に、免除に関することというふうに定まってお

ります。

それと、法律上の義務に属する1件300万円以下のものに係る損害賠償の額の決定に関すること、これは、町長が専決することができるようになっております。これに基づいてやっております。何ら法的な間違いはないというふうに自認しております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 町長に尋ねたのは、この8万7000円と言ったら、高額報酬をもらうとるから、もう少額かもしれんけどですね、この8万7000円という所得もない人がおるわけです。税金は納付できんで、滞納処分を受けて、延滞金を払えず差押えされるわけですが、同僚議員は、これを身ぐるみ剥がされると、そういう表現もしましたが。

町長はこの国税法違反が軽易な事件として見とるわけですね。この議会の委任による専決処分については、これが議会による専決処分であって、何を軽易な事件として委任するかという問題が、今議論されているわけですけど。我々は、町長、税金泥棒とも言われます。税金を徴収して、それを糧に生活を営んでいるからであります。そういう立場の我々公務員が、この国税法に違反した者に対して、町長は軽易と考えますか。

**○町長（東 高士君）** 国税局ですか。

**○議員（児玉 助壽君）** 国税通則法。

**○町長（東 高士君）** いやいや、そういう問題ではないと思いますよ。問題をすり替えなideてください。それは、この前のときに、乙津議員が発言されたときに、横に言われて、「うるさい」と言われたのを、それをそっくり入替えしている内容じゃないですか。

これは、専決事項180条に基づく専決で終わっている内容なんです。そうじゃありません。だから、これは臨時会を開いて、それで終わっている事項を、また蒸し返して、また、それでいろんな理由をつけて言われますけど、それはおかしいと思いますよ。問題はすり替えたらだめですよ。179、180条第1項で専決した処分が、それが正しいかどうかということじゃないでしょうか。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** ほら、議決しとらんわけですよ、町長。議決しとらんから、認めたことにならんわけですよ。

町長は、さきの議会でしとるかいつちゅうた、副町長は、一会期で拘束が切れるという、さきの議会で答弁しましたよ。その整合性を伺いますが。

**○町長（東 高士君）** いいですか。この問題は、議会に報告で終わりなんです。180条はそういうふうになっているんです。それは皆さん御存じだと思います。179条は承認を得ないといけません。しかし、180条は報告で終わりなんです。報告して、その後、私と総務課長はここで謝罪をしました。頭を下げました、不祥事を起こして申し訳ないと。それで終わっているんじゃないですか。

それを何で、またそういうふうと言われて、何とかかんとか言われて理由をつけて、私を

おとしめようとしている、その理由がよく分かりませんね。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 何か勘違いしとらはるようではありますがよ。この議会の委任による専決処分がこの180条ですよ。議会が委任してはじめて専決処分できるわけですよ。勝手に解釈しとつとが町長じゃないですか。

この議会の権限に属する軽易な事項で、議会がその議決によって特別に指定したものは町が処分できる、法180条、これが議会の委任による専決処分であって、何を軽易事件として委任するかは、専ら議会が判断して指定するものであるわけですよ。議会が指定しましたか。

**○議長（河野 浩一君）** 児玉議員、あんまり大きな声は出さんで。

**○議員（児玉 助壽君）** 聞こえん。

**○議長（河野 浩一君）** マイクがあるから聞こえるんですからね。

**○町長（東 高士君）** 今の児玉議員の話は、議会をちょっと冒瀆しておるんじゃないでしょうか。地方自治法の180条は、議会に報告となっているでしょう。179条は承認です。

**○議員（児玉 助壽君）** 報告して承認ですよ。

**○町長（東 高士君）** 違いますよ。だから報告しておるじゃないですか。報告しました。それで終わっております。（発言する者あり）議長、そのように見えますか。承認してないということ。

**○議長（河野 浩一君）** 暫時休憩します。

午後2時53分休憩

.....

午後2時55分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。

**○議員（児玉 助壽君）** 町長が何の法律ですかちゅうから、言いよつたがよ、報告書で国税通則法第67条ですわ、これは。それに違反した、監査委員が損害賠償ちゅうたけんどですよ、誰が損害したとですか。

**○総務課長（小嶋 哲也君）** 誰に損害を与えたかということの御質問ですけども、本来、源泉徴収すべき所得税を源泉徴収しなかった場合、結果として、国に損害を与えたことになるということで、今回こういった判断で行っております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 損害を与えようとはしたけんど、納付しとるじゃないですか、174万は。損害を与えようとしとつたけんど、納付したちゅうことは、もう損害を与えとらんことでしょう。何で国に損害を与えたと。報告書を見て、語彙力のねえやっちゃと思うとつたが、相変わらず、語彙能力ばかりじゃなくて、頭もちょっとおかしいちゃねえですか。

**○総務課長（小嶋 哲也君）** 損害を与えてないということでありましてけども、2日ではありますけれども、10日というのが法定の納付期限になっております。それを2日オーバーし

たということで、今回、不納付加算税のほうが課されております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 報告じゃあですね、徴収税納付期限を守らせて2日遅れて納付したわけですよ。その後、不納付交付税の不納付加算税が、不納付加算税というのは行政罰ですよ、行政は職務を怠慢しとるわけだから。その行政罰に過料、いわゆる罰金が8万7000円になつとるわけですよ。これはおかしいじゃないですか。今言う議会が委任もしとらん専決処分で処分してですよ。町長は金額が少ないから、軽微な事件で、議会専決処分したか知らんけど。

さっきも言いましたけど、コロナ禍で8万7000円という所得も得られない人がおっとですよ。その人たちが税金が納付できんかったり納付が遅れたりすると、延滞金が課せられるわけですよ。その上に差し押さえられた財産を競売にかけて売りよるわけですが、町は。その売り上げたお金が、町の予算の一部になつとるわけですが。その予算で、その行政罰に課された8万7000円の過料を町の予算で立替補填するとか、自分は納得いかんわけですよ。もう終わったこっちゃかいいいじゃねえかちゅうのじゃけんども。議会は、調査して何ぼの機関でありますから。この180条に関しては、私は反対しました。議会の調査権を放棄する、議会が議員発議で出たわけですが、反対したわけですよ。議会が持っている調査権を自ら放棄することはできんと反対したけど、数の力で押し倒されて成立した条例でありますけど。だから私は納得したわけではありません、この180条。一会期過ぎたら拘束されんちゅうなことを副町長が言うたから、何回でも質問しますよ、この問題は。

ここから次に行きますが、時間がないから。

この学校の建設についてでありますけど、さきの議会で町長は、学校統合の問題の後に、いつの間にか新中学校建設の話になつとってちゅうて、疑義を持っておられましたが。その問題は、前木村教育長時代、平成28年度3月のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定で、中学校統合と新中学校を設置することがセットになっております。だから、あの教育行政は、教育行政でも町の行政でも継続は原則でありますからね。セットで協議されるのは当然であり、疑義を持つ町長のほうがおかしいと思うんですが。

町長は統合が必要だちゅう、遅いぐらいじゃとっておりましたが。この前の総合教育会議ですか、その議事録を見たら、町が二分された状況です。混乱をずっと招くような状況をつくりたくないという考えを持っていますと言っていますが、町を二分したのは、選挙ピラで反対派と賛成派を二分した町長の責任じゃないですか、町長。

また、混乱の元凶は、数の力で町の法律である条例を破り、中学校建設計画条例を廃止するために、越権行為を、教育委員会に対する越権行為を実力行使した町長の責任だと思いますが。町長、私をおとしめるような質問するちゅうけんども、この会議の議事録を見ると、教育委員会の今までにしてきたことをおとしめようとか、町長のほうでありますけどよこっちは思うわけですよ。学校の統合と新中学校設置については、6年以上ちゅう時間と労力をかけ

てつくってきた案ですよ。それ以上の計画はないと思いますが。

妙なことに、昨日、高鍋町会議員の一人池田君から電話が来たわけですが。町長の裏で暗躍する元同僚議員が、町長の考えとる統合計画を一緒になって推進していこやち、いよるちか僕に言われたわけですが、私は簡単に断りました。なぜなら、教育行政を政争の具にする、食い物にする、その人たちと一緒に行動することはできません。

そういうことでもありますので、今のままでは、町長が何ぼ早く統合措置を取っても、4年間あってできんと思いますよ。対立をあおったとは町長ですからね。ずっと対立したままになるでしょう。

飛び抜けましたが、どこに何をやったか分からなくなったけど、町長は学校建設に反対だが、学校統合には反対しないと、老朽既存施設の活用を計画しておられますようですが、最近都会では、死者5万8000人、倒壊家屋31万等々の大災害を起こしたトルコ大地震の惨状を鑑み、昭和56年度、1981年の建築基準法改正前に建設されたマンションの住人たちが、倒壊した31万棟の建物のほとんどが建築基準法以前に建設された建物だったため、マンションの安全性を危惧し、建て替え、耐震工事等を行うかを議論しているところではありますが、話がまとまらず紛糾していると聞きます。

その内容は、新築は事業費の資金捻出が問題で、耐震補強は費用捻出と鉄筋不足とコンクリ補強等の技術的な問題を含め、工事後の耐震強度等の不安や安全性の不透明な問題等が課題が多すぎるなど、話は進展していないとのことではありますが。

町長は、既存施設は前執行機関は耐震工事を行っていて安全と言っていますが、安全だとする根拠の自信はどこから来たのですか、伺いたい。

**○町長（東 高士君）** 小中学校の安全性についてという御質問でございますので、児玉議員に申し上げます。

小中学校の校舎の耐震診断は、平成21年度までに完了しております。耐震診断により耐震補強が必要な建物については、一般社団法人宮崎県建築住宅センターの耐震補強性能判定に基づき、全て耐震改修済みであります。

同センターでは、4名の学識経験者及び専門的知識を有する方からなる判定委員会を設置しております。I S値は、一般には震度6強から7程度の規模の大地震に安全であると考えられるレベルが0.6以上に設定されております。文部科学省は0.7以上を求めており、本校の校舎は全て、文部科学省の設定する構造耐震指標を超えております。今の発言は、令和4年6月の定例会で、前町長が答弁資料を残していかれまして、そこから発見をしました。これは前町長の答弁の判断です。実際には、この令和4年の定例会では建設課長が代わって答弁をしております。この内容は言うておりません。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** いつ耐震工事をやったか知らんけど、新品になったわけではないわけですから、工事したところとしないところに強度の違いがあり、バランスが悪いため、

崩壊の危険度が工事以前より高いと私は思っていますけどね。法定耐用年数超過の既存施設を活用することに、安全性に不安はないような考えであります。法定耐用年数というのは、経過年度によるコンクリートや鉄筋などの寿命を専門的・科学的に検証し、建物の寿命を法律で定めたものであります。建物の安全性の目安になるものと私は思っていますが、専門的な機関がしたちゅうようなことですから、いいでしょうけど。

それを活用して統合を進めていかれるような考えであります。今、違約金を4000万ばかり払うとか言われましたけど、4年後になったら、町長が代わったら、本当の無駄になるわけですが、違約金が。誰が責任を取っとかしらんとするわけですよ。そこ辺はおいおいと同志と協議してください。

次に移ります。自給飼料作物の生産の必要性については、冒頭に申し上げたとおりであります。これについては、昨年度、同僚議員が一般質問で繰り返し要望された。その熱意にほだされ、何とか実現したいとの一心で、自給飼料作物生産の先進地の行政調査案を提案し、委員会の皆様に同意してもらい、担当課に相談、候補地を検索してもらい、6月定例会前には候補地を決定し、全体的な日程、行政、行程等の調整を行い、10月下旬に決行することで調整が完了したところであります。6月定例会において、酪農家の飼料費補助は抜本的な解決にならないことや、6月定例会閉会後の政府の輸入飼料高騰対策の自給飼料作物生産の奨励、テレビ報道で支援が期待できるのではないかとということで、自分たちの今回の行政調査の決定が正解の判断であり、先見の明があると自負したところであります。

ところがその後、8月15日の宮日新聞で、都城市下水町の農家3戸で組織する下水フリーダムが、4月下旬から同町にある約1ヘクタールの畑で収穫を始めた。大型収穫機械2台で約3メートルに育った飼料トウモロコシを刈り取る。そのまま粉砕、トラックに移し替え、近くにある貯蔵庫で保管したとの報道がありました。

以前は個人で収穫などを行っていたが、7年ほど前に同組織を結成、共同で機械を購入しながら作業を一緒に行うことで、コスト削減、省力化につなげ、飼料トウモロコシの余剰分を別の団体などに販売し、昨年からは肥育農家に販売するための稲わら生産にも取りかかっているとの報道を読みました。さすが市町村単位で農業生産額、ふるさと納税……。

**○議長（河野 浩一君）** 児玉議員。

**○議員（児玉 助壽君）** 分かりました。というようなことでありました。

これらを踏まえて、町でも自給飼料作物生産で生計が立てられるようなシステムを構築すべきではないかと私は思っておりますが、町長の考えを聞いて、質問を終わりたいと思います。

**○町長（東 高士君）** 確かに、輸入飼料がロシアの侵攻によって高くなっている。また飼料だけでなく肥料、それに為替というのが絡んできて、非常に全てが物価が高くなっている。今ガソリン185円ぐらいですかね。そういうような状況になって、住民の生活を非常に苦しめているという状況です。こういうふうには外国の輸入に頼らない、やっぱり自前

の肥料、飼料、それができたら非常にいいなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（河野 浩一君）** しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後3時19分休憩

.....

午後3時29分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。

ここで会議時間の延長を申し上げます。会議規則第9条により、会議時間は午後4時までとなっておりますが、第9条第2項の規定により本日の会議時間は日程が全て終了するまでに変更いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、蓑原敏朗に発言を許します。

**○議員（蓑原 敏朗君）** さきに通告いたしました質問用紙通告に基づき質問をさせていただきます。

まずは川南PAに関することを中心にお尋ねします。

川南PAは、東九州自動車道都農高鍋間が平成24年に開通と同時に供用されました。大きな特徴は、上下線の通行者が同一の施設を利用可能で、集約工夫されたコンパクトですが経済的で便利なPAではないかと思えます。

宮崎延岡間では唯一のPAとして、また利用者から要望が多かったのでしょうかガソリンスタンドも設置され、休日などは混雑するほどの利用者があるようで喜ばしいことです。

本町では、高速道利用者のみならず、一般道からの利用可能なユニークな地域活性化拠点施設PLATZ（ぷらっつ）を令和2年4月にオープンさせました。折悪しくコロナ感染拡と重なり、当初は苦勞もされたようですが、現在では結構お客様も見られるようです。

PLATZ（ぷらっつ）については、指定管理者として川南まちづくり株式会社が運営を行っていますが、私たちには経営状況を含め運営全般が見えにくい側面があります。そこでPLATZ（ぷらっつ）の現状はどうなっているのかをお尋ねします。

私の友人夫婦が、先日大分の佐伯に魚を買いにドライブがてら出かけたそうです。帰りが少し遅くなったので、川南の美味しいものを食べて帰ろうとなったそうですが、レストランは既に閉まっていたそうです。仕方なく地鶏を食べたそうですが、大変おいしかったと言っていました。

またお店では、川南の農産物や魚介類を期待して見て回ったけど、タイミングが悪かったせいかあまりなかったよと残念がっていました。PLATZ（ぷらっつ）での商品展示はどうなっているのでしょうか。

以前の一般質問では、川南で生産されるものとその他の土産品を含めて、川南で生産されたりあるいは川南産のものを加工あるいは材料にしたものしか販売してないとの説明でした



が、今もそうになっていますか。P L A T Z（ぷらっつ）は町民の貴重な財源を投入した施設で、初期の目的のように運営されているのか気になる所であります。

町のお知らせかわみなみにタウンミーティングのことが掲載されていましたが、その中でP L A T Z（ぷらっつ）に関わる質問もあったようです。町民の方の関心も高いのだろうと推測したところです。

まずP L A T Z（ぷらっつ）の現況がどうなっているかをお尋ねいたします。後の質問は質問席でさせていただきます。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

P L A T Z（ぷらっつ）の現状ということでございましたが、P L A T Z（ぷらっつ）は設置の目的にもありますように、観光及び産業の振興並びに雇用の創出をもって町の活性化に寄与し、また大規模災害時の災害拠点として設置された施設ですということでオープンしたものでございます。

先ほど議員も言われたように、コロナ禍での開業で当初はなかなか難しい運営状況ということでございましたが、現在は観光などの高速道路利用者も戻ってきておるような状況でございまして、お土産品であったりとか町内で生産される商品の売り上げもかなり伸びてきているというふうに把握しております。

以上でございます。

**○議員（養原 敏朗君）** すみません。経営状況と、お店のものはあくまで川南産のものしか扱っていないということでしょうか。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

経営状況は、私は実際経営の方には携わっておりませんので状況がどうであるかという詳しいことは分かりませんが、当初の施設を造るにあたって計画を作っております。

そのときの長期計画で、年間の売上を大体3億4,000万から3億5,000万というふうに計算しておりました。令和2年度3年度については、コロナ禍での経営ということもあってその目標までは達成していませんでしたが、令和4年度においては4億円の売上があるということで、計画を上回っているような状況でございます。

あと町内のものしか売っていないというような御質問でしたが、ちょっと町内のものしか売っていないという前答弁をされたかが今ここじゃはっきり分からないので、その点についてはお答えするのが難しいんですが、出荷者に関しては町外の方もいらっしゃるということなので、町内のものだけではないというふうに考えております。

以上でございます。

**○副町長（河野 秀二君）** 追加で御説明いたします。

昨年の7月と今年の7月を対比しますと、110%から120%の売上の伸びとなっております。ちなみに、御存じかもしれませんがレジ通過で4年度が約4億円ですかね、それから6月議会で私が申し上げましたP L A T Z（ぷらっつ）の利益の中から町へ2000万円の件ですけ

ど、9月補正で歳入が計上されています。

それと併せまして、勤務者、従業員の関係の待遇改善なんですけれど、インボイスが関係することもありまして結論は先延ばしになりました。また併せて、手数料22%、18%、物によって変わっておりますけど、これも併せまして結論を来年の3月31日までには新しい手数料を決定したいという道筋で、今から内部を詰めていくというような計画を約1週間前の会議で議論いたしました。大まかな流れとしてはそのようになっています。

以上で終わります。

**○議員（荻原 敏朗君）** 経営はおおむね順調なことだろうと思うんですけど、製品については当時副町長が答えられたわけですね。川南産品とか川南産品の加工品、あるいはそれを材料にしたものしか使っていませんよとおっしゃったものですから、今はどうなっているかお聞きしたところです。

経営については、待遇改善等も、当然職員のお願ひしたいと思います。ちょっと前になりますけど、職員の方がお店のほうですよ、お土産やら売ってるところです。しょっちゅう変わられるような話も随分前に聞きましたので、よろしくお願ひします。

それと、ここに基金条例がありますけど、この利益ていうんですか、は、地域活性化基金条例に持っていくというようなお話、当初だったと思うんですけど今もそうなっているんですか。

**○副町長（河野 秀二君）** P L A T Z（ぷらっつ）で出た益金については、条例令和3年度ですかね、できました条例がそのまま生きております。

**○議員（荻原 敏朗君）** 本来の企業活動企業経営であれば、減価償却費とか建設費等も見込んで内部留保して、その上で利益とかを勘案するんでしょうが、親方日の丸という言葉は悪いんでしょうが、どうせ建物は町がまた傷んだりどうしたらするんだからということではなかなか困るわけですよ。

この活性化基金条例を見ますと、川南町地域活性化拠点施設の整備及び維持管理となりますので、そちらのほうで再生産のための費用は何十年か先にまた大規模改修とも出てくるかも分かりませんが、町に大規模な持ち出しはないようにしていただきたいと思うんですけど、その辺は経営会議なんかでちゃんとやっていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

**○副町長（河野 秀二君）** 約2か月前にあることに気がつきまして、P L A T Z（ぷらっつ）は儲かるシステムなんですよね、減価償却がないから。よほどのことがない限りP L A T Z（ぷらっつ）の経営が赤字になることはないと思います。儲かるシステムになってるんですよ。それはもう皆さん御存じのとおり減価償却資産がないわけですから。

普通ですと、それを儲けた分を内部留保において将来の改築等に使うのが一般の会社の複式簿記ですよ。そのことに気がつきまして財政課長とも相談いたしまして、それからP L A T Z（ぷらっつ）の役員会に諮りまして、P L A T Z（ぷらっつ）の会計と役場の施設、

PLATZ（ぷらっつ）に対する施設を合算することを計画しまして、財政課長とも話しまして役場が委託している公共施設等がある会社に、税理事務所に依頼してしますので管理を、その中のPLATZ（ぷらっつ）の施設とPLATZ（ぷらっつ）の経営を合算して、それを一つの複式簿記ですか、することによって一般の会社の経営が見えてくるということですので、それがもうすぐできてきますので、できてきましたらまたPLATZ（ぷらっつ）の役員会に報告して、議会の皆さんにも御報告することになろうかと思っておりますので、もうしばらくその結果がかかると思います。

そういう分析をやっておりますので、今蓑原議員のおっしゃったことに関しましては、もうしばらく時間をいただければと思います。

以上で終わります。

**○議員（蓑原 敏朗君）** ぜひお願いします。ちょっとこの、基金条例第1条見てて気になったもんですからね。川南地域活性化拠点施設の整備及び維持管理というのは一番最初に上がっている、当然なんですけど、または地域活性化に資する事業に充てるためとなっておりますけど、十分にお金を蓄えられて、もう次の大規模改修なり維持管理に必要な金は十分あるよということだったらいと思うんですけど、少し金があるからほかのなんかに使おうということは、この基金の設置条例から少し離れるのかなと思いますので、そこへは御確認しているですかしていただきたいと思うんですけどよろしいでしょうか。そういうこと、ちょっと御返答をお願いします。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

そもそもの基金の条例の制定の理由が今言われたような整備、あと維持管理に使うということなので、まずはそこを第一に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の第5条にやっっていく事業が書いてあるんですけど、第5条に地場産品の販売、飲食品の提供及び地域の産業の振興に関することとあるんですけど、どんな事業を具体的にやられているんでしょうか。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

地場産品等の販売、飲食品の提供及び地域の産業振興に関することということが事業の一つとして上げられておりまして、まさに地場産品等の販売施設の部分では、地域の方々等の地場産品が販売されておるということと、飲食の販売施設においては地域の食材等を使った飲食物が提供されているということで、それをもって地域の産業が振興されるということでこういう事業になっていると思っております。

以上でございます。

**○議員（蓑原 敏朗君）** この施設ですよね、目的幾つかあるわけですけど、一つはやっぱり地場産品の販売、地域の産業振興ということが私は大きな目的であってほしいと思うんですね。単にこの施設が、町長が掲げてらっしゃる儲ける施設というだけでなく、ここがいわ

ゆるアンテナショップみたいになって町内の産業が発展するというような役割も持っていると思うんですね。例えば、今日昼飯食いに帰りましたら、イセエビ解禁のニュースが流れていました。通浜でも揚がりますけど、この時期でしたらそんなものをずらっと並べて宣伝するとか、そういったこともやっていただきたいと思うわけです。同僚議員の質問の中で、先にされました中であつたんで、ちょっとあまり活用されていないのかなという気もするんですけど、この設置の目的にですね道路利用者の利便性の向上に供するてなっているわけです。そのために休憩所及び地域情報の提供という事業をやりますよということなんですけど、利用者の声の把握やその反映というのは先ほど言いましたようにあまりされていないのかなと思いましたが、どんな声がありどんな活用されているか、具体的なものがあつたらちょっと教えてください。

**○副町長（河野 秀二君）** 午前中もお話したかと思うんですけど、P L A T Z（ぷらっつ）のお店の待合室といいますか、ちょうど中間のところに意見箱が置いてあります。あの意見箱に投函された方々の意見は整理してあつたんです。約2か月前までは。

それを整理したものをもらいまして見たんですけど、件数が書いてないんですね。件数が書いてないということは私はおかしいんじゃないかと言って、担当の職員にお願いして確認して数字を入れてきてほしいというお願いをしたところ、ありませんと、ないという声が返ってきたんです。

次の経営者会議ですか、取締役会議の中で誰の責任でなぜ処分したのかと宮崎会長に言いました。宮崎会長が社長ですから。そしたらありませんと処分しましたと。そのことが議事録に載ってないんですよ、おかしいと思いませんか午前中も言いましたけど。

私指摘しました。昨日もって来られました。私が発言した部分を入れて。私は常識ではありませんと思います。こういう状況の中で、やっていくのは私は今のところ厳しい環境だなというふうに思っております。

なぜなら民間会社を経営された方、もしくは経営中の方ならお気持ち分かると思うんですけど、目線はやはりお客様ですよ。お客様あつてのお店だと私は思うんですね。ですから、そのあたりの基本的な考え方が経営者として意見の相違があるのであれば、宮崎社長とも話しましたがなかなか折り合いがつきませんでした。

ですから、今私が置かれている立場で物を申してもなかなか意見が通らないと、約30分くらいですか社長と話しました。これは事実です。2人で話したわけではありません、町長も横にいましたので。現状報告という観点から言いますと、今私がお話したようなことでうそ偽りはありませんので。

以上で終わります。

**○議員（養原 敏朗君）** なかなか御苦労されているなどお察し申し上げますけど、単純に頑張らないよというだけじゃなく、やはり町の公金を使って造った貴重な施設です。町ももうちょっと経営に、役員会に積極的に意見を出されて初期の目的が達成されるように。難し

いでしょうけど、そこは諦めずにぜひやっていただきたいと思います。

私も公務員でしたから、前例踏襲というんですか、結構楽なんですよ前のおりやるのは。今までのことを変えるのは、良いと分かっているけどなかなか難しいと、私の場合はそうでしたけど、難しいんですけどでもそこは乗り越えていただかないとかならないと思うんです。

私そんなに勉強したわけではありませんけど、心理学で今までやってたことを変えるのは人間難しいんだそうです。心理学でヨナコンプレックスといいますけど、ぜひそこは乗り越えてやっていただきたいと思います。

PLATZ（ぷらっつ）については、もうちょっとこれはお聞きせにゃいかんかと今思っているところですけど、実はPAのことを主眼にお聞きしたかったもんですからこのくらいにしておきますけど、多くの方々に愛され、また来られた方が来たいと訪れたいと思うような施設にシなくちゃと思っていますので、ぜひ大変でしょうけど積極的に関与していただきたいと思います。

PAに接続した形のスマートインターの設置についてお尋ねします。

私この質問するのは初めてじゃなくて、もう3度目か4度目になると思うんですけど、前町長にスマートインターの設置について動いたらどうですかという質問をしたことがあります。その際、必要性は感じるが国に相談したら、今はスマートインターでなくPA臨接の直売所について力を注ぐようにと言われたということでした。

スマートインターの話を持ち出すようではこの地域活性化拠点施設についても認められないというふうに言われましたということで、今はその時期ではないということでした。

直売所が完成したら動きますということでしたが、町長何か引き継ぎを受けられたり、また国やネクスコからこういう話があるんだよということをお聞きになっておられませんか。

**○町長（東 高士君）** このパーキングエリアにスマートインターチェンジを創るということは、私が立候補する前からこれ必要だなというふうに思っておりました。特に前町長からは何の引き継ぎもありませんが、休憩施設接続型スマートチェンジ、要するにパーキングエリアできてますのでゲートだけ造る、これはあまりお金もかからないし時間的にも短くで造れますので、それを造りたいなという要望がありましたので、早速7月7日でしたか九州のネクスコの本部に行っていました。

行ったのは3件ありまして、一つは私の就任ということと、もう一つはPLATZ（ぷらっつ）の話、今の状況がちょっと、もう少し皆さんの利便性、お客さんのサービスとそういうものにもうちょっと力入れたいんですがちゅうたら、向こうの副支社長と会ったんですが、とにかくあそこでお店を出してくれただけでもうれしいという表現でございました。それと、スマートインターチェンジをどうしても創りたいんだと言ったらもう喜んで、諸手挙げて応援しますのでということでした。それが7月です。

昨日、宮崎の支所長のアソウさんという方がお見えになりました。この方とはその前、8月初めの頃に会う約束をしておったんですがなかなか会えなくて、会議になるときはちょ

くちよく顔合せておりました、そういう話は私からしておりました。協力をするからということ。昨日も副町長と2人でお会いをして、全面的にやるからという喜びの支援の話をしておりました。ただインターネットで見ますと、インターチェンジを造るまでの検討整備というのがありまして、広域的検討、概略的検討、詳細的検討、そして地区協議会の開催、実施計画書の策定提出、そして整備計画の結果、連結許可、新規事業化、そして開通という一連の流れがあります。この流れを承知しておりますが、この流れに沿って今から仕事を始めていこうかなど。国富や新富が期間的に見ますと大体15年から17年ですかねかかって、金額的にも公表されている金額で国富で36億円ですかというのかで、新富はもうちょっとかかるんじゃないと言われてますけど、そういうぐらいの金がかかかりますが、うちの場合はもうゲートを造るだけなのでそんなに費用もかからず、期間的にも短くできるんじゃないだろうかという話をしておりますので、これから本格的に動いてなるべく期間短く、そして町民の皆さんに利便性があって、恐らくインターチェンジができれば物流、人流これが変わりますので、非常にまた町が活性化してくるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

**○議員（荻原 敏朗君）** 実は私、この質問に一番時間を使って何とか町長を説得しようと思う作戦でおったもんですから、ちょっと若干作戦が狂ってですねどうしようかなと今知恵を絞ってますけど、町長もやられる方向におられるということで一安心していうんですか大安心したところですけど、町長がおっしゃいましたように新富町の町議に聞きましたら、この高速が通った時からもう要望しとって長年かかったんだよと、実現までにはそう簡単にはいかんからね、早くしちよかんと駄目よというようなアドバイスを事前にいただいたことありますので、町長がおっしゃるように助走路みたいなのも要りませんよね。簡単に言えばゲートをつけるだけですからね。でも、一般道との接続があるからそんな簡単なもんじゃないでしょうけど、ぜひその方向でやっていただきたいと思うんです。

今さらですけど、インターネットのメリットであれば町長おっしゃったように物流人流も促進されるでしょうしね、国のほうに私もちょっとお聞きしたら10キロごとに1か所という基準にはなっているんですよということでしたけど、高鍋都農間のちょうど真ん中で10キロはそれぞれないけど、それに近いことがあるんじゃないかと思うんですね。

私の知り合いの宮崎市の方が10号線は時として混むんだよねと、川南行くのにちょっと1時間じゃ行けないこともようあるよというようなことでしたけどもしインターができればそれも利用できるでしょうし、10号線の渋滞緩和にもなるでしょうしね。

ひょっとしたら川南で降りれたら、おすず村なり川南にはお魚の販売所もありますからね、あちらのほうの誘導とかいろんな経済効果が上がるような作戦も可能じゃないかと思うんです。

そして私一番、こんな年ですから期待しますのは救急医療ですよ。川南には脳外科とか心臓に関わるお医者さんがこの近辺にはいらっしやいませんで、もし高速あそこから乗れ

ればですね、今でも高鍋、都農に近い人は使えるんでしょけどかなり救急医療にも役立つんだろと思うんですね。

それと今観光、川南には御存じのように名所旧跡というんですかね、そんなものがあまりないような気がするんですけど、今観光といたら自分の体を動かすレクリエーション的な観光もあると思うんですね。

2つのダムをつないだウォーキングとかランニングとかサイクリングとか、そういったことも可能じゃないかと思うんですけど、まあ町長がやりたいという方向ですからぜひ、ハードルは高いかもしれませんがですね、ぜひ年月も要するでしょうけどよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、スマートインターというのは必ずしも玉手箱というんですか、打ち出の小づちじゃないと思うんですね。逆に言えば、川南の方々がそれを利用してよりいい商品を求めることもあると思うんですね。ストロー効果と言うんだそうですけど、それらに対応できるような今のうちに足腰の強い産業というんですか形態を準備しておく必要があると、町内業者の方も魅力ある製品を提供できるというような体制も必要かと思ひます。

それらのデメリットを考慮した上でも、やっぱりスマートインターへの魅力はあるんじゃないかと思うわけです。ぜひ町長にはこれからの行動計画と責任ある部署を、どこでもいいですけど設けられて研究取り組む必要、先ほど言った足腰の強い産業育成も含めてされる必要があるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

**○副町長（河野 秀二君）** 先般から建設課長と職員等で県庁、それから国土交通省にお話を聞き行きました。その結果を踏まえて町長にも報告し、今後どういった手順で進めたいのかというのを県、国の方に聞きましたら、やはり一番手っ取り早いのは、実際やるっていう自治体に行って聞くのが一番早いということも聞きましたので、今後議会が終わりましたらそういった体制ができることも内部で話をしまして、ある程度道筋が見えたら、調査の結果ですね、関係自治体の調査の結果がまとまりましたらまた全員協議会等で報告したいと思っております。ただ日数的にどのくらいかかるとかは今のところ何とも言えませんが、流れとしてはそのような方向でいきたいというふうに考えております。

体制づくりも当然必要ですので、そのとき必要になった場合には予算を提案して皆様にご相談するという形になろうかと思ひますが、まずは事前調査することが先決ですので、当面は内部で動いてやっていきたいと思ひます。

以上で大まかな経過といいますか、流れについては私のほうでやっていくようにしていきたいと思ひます。

それから先ほどの点につきましては、残り分については町長が今から話してもらいます。

**○町長（東 高士君）** 今副町長のほうに述べていただきましたが、そのうち話が進みしたら専門の担当といいますか、それを決めてやっていきたいと思ひます。

先ほど蓑原議員のほうからも、緊急医療の充実といったことで医療機関への搬送という話

が出ましたが、もう一つは起業誘致もやりたいというふうに思っておりますが、残念ながら今、午前中も言ったんですが用地がないような状況なので、何とか今探しております。

企業誘致できる用地を確保をして、そしてインターチェンジを合わせてそこに企業をも入ってくる。それと同時に、本町は海があり山があります。このメリットを最大限生かせるようなルート、またそういう施設ともやっぱり専門機関等と協議して開発して観光に来られる、先ほど言われました観光、ジョギングもそうかもしれません、そのほかで来られる、例えば暑い時に避暑で例えば細のほうに行って、名貫川の冷たい非常に澄んだあれで心を癒してもらうというようなこともできようかと思うんです。

やっぱりゲートを造ることによっていろんな波及効果ていいますか、出ると思うんで、ぜひともこれは今来てる我々の宿命だと思ってますんで、責任でもってちゃんと完成をさせて次の人にバトンタッチをするという形でやっていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

**○議員（荻原 敏朗君）** ぜひお願いします。企業誘致のお話されましたけど、確かにえびのインターの近くはかなり変わりましたよね、コココーラができたり大きなあれができたり施設もできているようです。やはり今から先の企業誘致は、インターとかトラック輸送が主になってる面もありますから、インター周辺というのは魅力の一つだろうと思いますので、そしてもしあそこにスマートインターができれば、津波の心配はまずないでしょうからぜひ御検討ください。大変でしょうけど、一つある意味大変な決断されたと思いますけど、ぜひお願いしておきます。

次に、個人情報保護法に関連してお尋ねします。

最近ICT機器の発達に伴い、個人情報保護がよく言われるようになっていきます。個人情報保護法も設けられ、自治体の責務も第1条に規定されています。個人情報保護法の目的は第1条にありますように、個人の権利利益を守ることと規定されております。

最近感じるのは、個人情報保護を盾に情報開示に後ろ向きの部分はあるんじゃないかという気が時々するわけです。言い換えるならば、個人情報保護に過剰反応しすぎている懸念はないのだろうかということを時々思うことがあります。情報開示に都合のいいような解釈はされてないのだろうか、川南町はどうなっているのでしょうか。

**○総務課長（小嶋 哲也君）** 荻原議員の御質問にお答えします。

まず、個人情報保護法が令和3年5月に公布されたデジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正により、従来地方公共団体をはじめ各行政機関でそれぞれ分かれていた規律を個人情報保護法に一覧的に規定されました。

個人情報は、御存じのとおり氏名とか性別あと生年月日そういった個人のプライバシーに関わる大切な情報でありますけれどもこれらの情報を活用することで行政や医療、ビジネスなど様々な分野においてサービスの向上や業務の効率化が図られるというメリットがあります。その反面、やはり情報流出があると個人の利益権利を害する恐れが大きいというデメリット



ットもあるわけですが、先ほど言いましたように、個人情報保護法に関しましては一覧的に規定されております。それぞれのあった規律というものが廃止になっておりまして、その保護法に関しましては、かつ個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することになっております。それでその個人情報保護委員会がガイドラインを示していますので、そのガイドラインに沿って今後業務を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議員（荻原 敏朗君）** 個人の権利を侵害しちゃうんじゃないかと思うんですね、そこは本当に慎重にやらないといけないと思っております。私は議員をさせていただいておる関係でしょうけど、何か会があると案内が来ます。私は別に不快に思いませんけど、個人情報が漏れてるちゅう言い方はおかしいですけど伝わってるんだなど、でも議員をしている以上は当たり前だと私個人は思っていますけど、以前というんですか町から役職員名簿というのをもらってました。今はお聞きしたらやっぱり作ってないということだそうです。これやはり個人情報保護法が壁になっているということなんですか。

**○総務課長（小嶋 哲也君）** 荻原議員の御質問にお答えします。

役職員名簿のほうは、確かに今年から作成しておりません。個人情報を扱う上で、その利用目的が具体的に明示しないといけないということがあります。本人にこれを明らかに明示しないといけないということがありますので、そういった流れで今までとおりの役職員名簿を作成するのはちょっと難しいかなというふうに考えておりまして、ただ行政の質問するために集めますとか、そういった大きいくくりで集めることがちょっと今回の解釈では困難になってきてますので、役職員名簿の今後の作成の仕方を考えていかなければいけないなということで現在のところは作っておりません。

**○議員（荻原 敏朗君）** 例えば掲載に当たって、本人なり団体の理解を、簡単に言うと同意を求めるとか、もし同意が得られなかったらそこは抜くとか、そういった方法もぜひお考えいただくといいのかなと思います。教育長御存じでしょうけど、教職員名簿というのはありますよね。あれなんかは今でも作ってるみたいですけど。だから本人が了解されたのか学校単位で了解されたのか分かりませんが、そんな名簿も利便性の向上には役立つと思うんですね。これは、個人情報保護法は権利と利益を守るってなっていますから、その辺のことはもちろん慎重な対応は必要でしょうけど、十分考慮してやっていただきたいと思うんです。

ある方に聞いたんですけど、連絡網を作ったらといったら個人情報保護法でできないよとかですね、これ去年だったと思いますけど、僕のところの自治公民館長からお聞きしたんですけど、役場に振興班長名簿をくださいと言ったら、役場からの文書を配る役目がありますからね自治公民館長は。いや個人情報だから渡せませんと言われて困っちゃうんですよという去年相談を受けたんですけど、そんなのあたりもやっぱり個人情報保護の考慮なくちゃ、了解を求めれば済むことじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

**○総務課長（小嶋 哲也君）** そうですね、役場が持っている名簿に対して出せるか出せないかということで、個人情報保護法の第69条には第三者への目的外への利用及び提供はできないというふうになってるんですけども、第2項でその例外で、本人の了解を得れば大丈夫ということが書いてあります。

またその他要綱各号で書いてあるんですけども、今回あの振興班の名簿ということで役場が持っている名簿を使えないかということですけども、役場から依頼のあった仕事に関しましては第三者の提供には当たりませんので、提供しても大丈夫だというふうに判断しております。

**○議員（蓑原 敏朗君）** ほかの振興班は知りませんが、私の振興班では文書配達は大きな振興班長の役割の一つなものですから、自分のところに文書が来ないと振興班内の各戸に配られないわけですね。

自治公民館長も前の振興班長に聞けば次の振興班長分かるんでしょうけど、やはりそこは臨機応変にやっていただきたいと思うんですよ。必要な過程はもちろん通らなくちゃいけないことですね。

以前お聞きしたんですけど、いわゆる災害があったときに避難なんかに援助を必要とする人がいらっしやいます。僕そのとき、お聞きしたんですけど、直接じゃないんですけどそのお世話をする側の人からですね。でも誰がどこにおるかかわからんとよねということでした。困っちゃうとじゃと。でもそんなのは、むしろ名簿を情報提供するに当たっては十分教育啓蒙するなりして、命より大事なものはないわけですから、関係者への啓蒙教育を十分行うことでかなり防げると思うし、むしろそれをすることによって個人情報保護の機運を高めることになりゃしないかという気もするんですけどいかがでしょうか。

**○総務課長（小嶋 哲也君）** 蓑原議員の御質問にお答えします。

先ほど言いました個人情報保護法第69条の第2項の例外規定の中に、本人以外のものに提供することが明らかに本人の利益になる時という文言があります。これはどういったことかかいていいますと、本人の生命や身体または財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭給付等必要がある場合は特に個人に断らなくても提供できるようになってます。

そういった内容のことをガイドラインに書いてありますので、今後はガイドラインに沿って、職員の研修も兼ねながら職員のほうにも学んでいていただきたいというふうに思っております。

**○議員（蓑原 敏朗君）** ぜひお願いします。私も、言いながらかなりこうセンシティブな問題もあるなという気はしてるんです。そこはこう慎重な対応は本当必要なんでしょうけど、総務課長おっしゃいましたように、本人の利益になることについてはよく職員等に教育されながらぜひやっていただきたいと思います。

時間がなくなってきましたけど、先日の新聞に、ちょっと前ですけど掲載されてましたが、ChatGPTですね本町と宮崎市が業務に利用するというような報道がされてました。

その他の市町村は検討中、あるいは導入へと予定なしとなってきましたが、どのような過程でどのような判断をされたのか、またはどのような活用をお考えなんでしょうか。

**○総務課長（小嶋 哲也君）** 養原議員の御質問にお答えします。

本町では、第6次川南町総合計画に掲げてます情報施策の対応として、A I、人工知能です、R P A、事務作業の自動化できるソフトウェアロボットのことであります。

あとビッグデータ等の新たな技術情報を活用できる人材の登用や研修等を通じ、人材育成に努めるとともに新たな技術等の導入を推進していますということで、長期総合計画の方で掲げております。

C h a t G P Tの利用につきましては、令和5年6月にC h a t G P T等の生成A Iの利用に関する規定を定めて運用しております。この規定は、川南町情報セキュリティ実施手順書と同等の扱いとしており、生成A Iを使用したい職員は、許可権限者である統括情報セキュリティ責任者である総務課長に利用を申請し、許可後は利用状況を年1回報告しなければならないんですけども、一定以上の機密性の情報、個人情報も含むんですが、は使用してならず、留意点として生成A Iから出力された情報は正確性や信頼性が保障されたものではないため、出力された情報を利用する際は慎重に確認検証を行うこととして利用の方を許可しております。

C h a t G P Tにつきましては、非常に有効なツールだと感じておりますので、職員のほうにもこのツールを有効に活用して、人材育成に努めたいというふうに思っております。

すみません。活用的には、文章の要約とか添削、あとそういった立案等ですね。あと挨拶文とかもできますし、あとエクセルとか使用するんですけども、そういった時の関数にまつわるそういった質問にも回答してくれますので、そういったもので活用していきたいというふうに考えております。

**○議員（養原 敏朗君）** これは私に限ったことなのかもわかりませんが、ワープロやパソコンが出てきて、あの辺から多分私の年齢のせいだけじゃないと思うんですけど、あの頃から文字は読めても何か書けなくなってきたような気がするんですね。あんまり頼りすぎるといかなもんかな、能力が落ちる懸念はないのかなという気はするんですけどどうですか。

**○町長（東 高士君）** 実は、私もC h a t G P Tを使わせてもらっております。主として何を使っているかて言いますと挨拶、いろんな会合にありますそういうのをC h a t G P Tで原本を出してもらって、それを大体4回から5回添削をしてそして自分の言葉でしゃべってます。そういう利用の仕方を私自身はしております。

非常に中に入っている漢字ですよ、C h a t G P Tが日本人の感覚じゃないんですよ。だから挨拶文が非常に日本人の文章にならない、それで私はさっき言いましたように4回から5回ぐらいずっと読み直して、もう一回自分のあれで手直しをしてそのたたき台を作るという利用をしております。

以上です。

**○総務課長（小嶋 哲也君）** ChatGPTについては、確かに職員のほうが利用するとちょっと能力的にて心配されるところがあるのかもしれませんが、このChatGPTを活用することによって、作業の自動化とか事務の手助け時間の短縮がかなりありますので、結果、職員一人一人の生産性を上げるためといいますか、本来取り組むべき業務、政策立案とか住民とのコミュニケーションとかに注力できますので、そういった面では有効ではないかと考えております。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 町長の利用の仕方なんかは本当いいのかなと思うんですけど、最近挨拶文がよく似てるとか、いわゆる以前言われたコピペじゃないのと言われるような挨拶が時々指摘されております。その辺は注意しなくちゃいけないんだろうし、先ほど総務課長がおっしゃいましたけど、ひょっとしたら誤った情報を元にちゅうこともないわけじゃないわけですね。これはチャットがしましたからじゃ通用しないと思うんですね。あくまで自己責任になると思うんですけど、その辺の使い方はやっぱり留意が必要かなと思うんです。

それと最近、御存じでしょうけどアメリカで著作権の裁判が起こってます。ChatGPTがニューヨークタイムズに訴えられています。ニューヨークタイムズの文章とかも学習されてそれが反映されているわけですね。だからこれからそんな裁判が起こるんじゃないかと。だから、それを利用した人も著作権の濫用ということになる心配があるちゅうような報道がありましたのでよく留意していただきたいと思うんですね。

そしてデジタルワイヤレスシステム全般に言えることですが、これは一方通行と思ったら大きな間違いで、総務課長先ほどおっしゃいましたように、こちらが出したことは向こうにはダダ漏れしているわけですね。その辺はよくセキュリティ対策は万全を期してやっていただきたいと思います。ネガティブなことばかり申し上げましたが、AI人工知能の進歩で私たちの生活や働き方、生産様式は大きく変わってきたと思うわけですが、私のようなアナログ人間もこれからは共存というんですか、していかなければならないと思うわけですが、今後一層デジタル技術機器の活用は進んでいくんだろうと思うわけですが、役場事務遂行に当たっては便利さの反面いろいろなリスクもあるんだよということをぜひ頭にはおいて利用していただきたいと思います。

町長、何かございましたらお伺いして質問を終わらせていただきます。

**○町長（東 高士君）** 今、蓑原議員の方からいろいろとアドバイスいただきました。やはり情報がセキュリティが一番大事でございますので、守りながらちゃんとしていきたいなど。行政文書の漏えいとかそういうのがないようにちゃんとしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後 4 時30分散会

---